

主 文

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第 1 請 求

厚生労働大臣が原告らに対して平成 25 年 12 月 4 日付けでした国民年金、老齢厚生年金又は遺族厚生年金の額を改定する処分をいずれも取り消す。

第 2 事案の概要

本判決において、次表の法令等欄記載の法令等は、それぞれ略称欄記載の略称により表記する。

法令等	略称
国民年金法	国年法
厚生年金保険法	厚年法
国民法及び厚年法	国年法等
厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和 48 年法律第 92 号）	昭和 48 年改正法
平成十二年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律（平成 12 年法律第 34 号）	平成 12 年特例法
平成十三年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律（平成 13 年法律第 13 号）	平成 13 年特例法
平成十四年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律（平成 14 年法律第 21 号）	平成 14 年特例法
平成 12 年特例法、平成 13 年特例法及び平成 14 年特例法	物価スライド特例法
国民年金法等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 104 号）	平成 16 年改正法

国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成２４年法律第９９号）	平成２４年改正法
平成十六年度，平成十七年度，平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令及び国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令（平成２５年政令第２６２号）	平成２５年政令
経済的，社会的及び文化的権利に関する国際規約（昭和５４年条約第６号）	社会権規約

1 事案の要旨

本件は，老齢基礎年金，老齢厚生年金及び遺族厚生年金の受給者である原告らが，平成２４年改正法及び平成２５年政令に基づいて厚生労働大臣が行った原告らの年金額を減額する改定（以下，この各改定を「本件各処分」という。）は，憲法１３条，２５条及び２９条に反する違憲のものであり，又は厚生労働大臣に認められた裁量を逸脱及び濫用するものであって違法のものであるなどと主張して，本件各処分の取消しを求める事案である。

2 前提事実（証拠原因（掲記した証拠の直後の〔〕内の記載は当該証拠における関係頁番号又は関係部分である。以下同じ。）を掲記しない事実は当事者間に争いがない。）

(1) 平成２４年改正法以前の状況

ア 昭和４８年，国年法等が改正され，全国消費者物価指数（以下「物価指数」という。）の変動の比率を基準に年金額等（年金額及び年金給付の額をいう。以下同じ。）を改定する制度（以下「物価スライド制」という。）が附則として設けられ（昭和４８年改正法附則２２条。乙７〔１５〕），昭

和 60 年の改正によって、国年法及び厚年法の本則（平成 16 年改正法による改正前の国年法 16 条の 2 及び厚年法 34 条）として規定された（乙 5〔7, 15〕）。

イ 平成 12 年から平成 14 年にかけて、物価スライド特例法が制定された。これらの特例法においては、上記各年度について物価スライド制による年金額の改定を行わない旨の定めが置かれるとともに、その附則（平成 13 年特例法附則 2 条，平成 14 年特例法附則 2 条）において、物価スライド制を適用しなかったことによる財政への影響を考慮して、年金額の見直しその他の措置及び物価スライド制を定めた規定の見直しについて検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする旨定められた（ただし、平成 12 年特例法には、これに相当する附則は定められていない。）。（乙 10〔13, 14〕，乙 11〔148, 149〕，乙 12〔128, 129〕）

物価スライド特例法が制定された結果、国年法等が法律上予定していた年金額等より 1.7% 高い水準の年金が支給されることとなった（以下、国年法等が法律上予定していた年金額等の水準のことを「本来水準」といい、物価スライド特例法による年金額等の水準のことを「特例水準」という。）。

ウ 平成 16 年改正法により、国民年金及び厚生年金保険に関し、最終的な保険料水準を法律上固定した（平成 16 年改正法による改正後の国年法 87 条，厚年法 81 条）上で、年金額等について、物価及び賃金の上昇を基準とした改定率から、公的年金制度の被保険者総数変動率（現役全体で見た保険料負担力の低下の指標としての現役人口の減少の程度）と平均余命の伸び率（受給者全体で見た給付費の増大の指標）とを勘案して自動的に決定された調整率を乗じて年金額の改定を行う仕組み（以下、この仕組みを「マクロ経済スライド」という。）が導入された（平成 16 年改正法に

よる改正後の国年法 16 条の 2, 27 条の 4, 27 条の 5, 厚年法 34 条, 43 条の 4, 43 条の 5)。

また、平成 16 年改正法においては、本来水準による年金額等は物価・賃金の変動に応じて改定するが、特例水準による年金額等は物価指数の低下時のみに改定を行うものとし、その上で、本来水準と特例水準の額を比較し、特例水準の額が本来水準の額を上回る場合には、なお特例水準に基づく年金額等が支給されることとされた（平成 16 年改正法附則 7 条, 27 条）。そして、マクロ経済スライドは、特例水準の解消後に適用されることとされた（平成 16 年改正法附則 12 条及び 31 条）。

(2) 平成 24 年改正法及び本件各処分

ア 平成 16 年改正法によっても、特例水準の解消は図られず、平成 23 年度以降、本来水準と特例水準の差は最大 2.5% にまで拡大した。このような状況を受けて、平成 24 年 2 月 17 日付けで社会保障・税一体改革大綱が閣議決定され、その中で、特例水準による年金の受給について早急（具体的には 3 年間）に計画的な解消を図ること、今の受給者の年金額等を本来水準に引き下げることで、年金財政の負担を軽減し、現役世代（将来の年金受給権者）の年金額等の確保につなげるとともに、その財源を用いて社会保障の充実を図るものとする旨が定められた。（乙 16）

イ これを受けて、平成 24 年改正法が制定され、特例水準を平成 25 年度に 1.0%, 平成 26 年度に 1.0%, 平成 27 年度に 0.5% 解消することとし（乙 14）、上記平成 24 年改正法の規定により読み替えられた国年法等の規定の委任を受けて平成 25 年政令が制定され、同政令において、平成 24 年改正法に基づく読替え後の国年法等の各規定に従い、平成 25 年度の年金額の計算過程において乗じる具体的な率が 0.968 と定められた（同政令 1 条。乙 15）。

ウ 厚生労働大臣は、平成 25 年 12 月 4 日付けで、平成 24 年改正法、平

平成 25 年政令及び国年法等に基づいて、特例水準の 1.0% の解消として、個々の年金受給権者の年金額等を改定し（このうち、原告らに係る部分が本件各処分である。改定された年金の種類及び改定前後の年金額等については、別紙年金額一覧表 1 から 3 までの「従前の額（円）」欄及び「減額後の額（円）」欄記載のとおり。）、各年金受給権者（既に裁定された受給権者）に対し、改定された年金額を通知した。

(3) 本件各処分に関する審査請求

原告らは、本件各処分に対してそれぞれ審査請求を申し立てたが、いずれも却下された。原告らは、これを不服として再審査請求を申し立てたが、いずれも別紙「年金額一覧表」記載の「裁決日」記載の日付けで却下された。

(4) 本件訴えの提起

平成 27 年（行ウ）第 15 号事件の原告らは平成 27 年 4 月 15 日に、同第 20 号事件の原告らは同年 5 月 20 日に、同第 25 号事件の原告らは同年 6 月 16 日に、それぞれ本件訴えを提起した（当裁判所に顕著な事実）。

3 争点

- (1) 本件各処分が憲法 25 条、社会権規約 9 条に反するものか。
- (2) 本件各処分が憲法 29 条 1 項に反するものか。
- (3) 本件各処分が憲法 13 条に反するものか。
- (4) 平成 25 年政令は、法の委任の範囲を逸脱し違法・無効であるか。

4 争点についての当事者の主張

別紙当事者の主張記載のとおり

第 3 当裁判所の判断

1 認定事実

後掲の証拠及び弁論の全趣旨によれば、国年法等の改正経緯に関し、次の事実が認められる。

- (1) 厚生大臣は、物価スライド制に基づき、平成 6 年の物価指数の上昇率に合

わせて平成7年度における年金額等を0.7%引き上げ、同年の物価指数が0.1%下落していたものの平成8年度の年金額等は特例措置により据え置き（平成8年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律（平成8年法律第29号）による。）、同年の物価指数が0.1%上昇したことから平成9年度の年金額を据え置き、同年の物価指数の上昇に合わせて平成10年度の年金額を1.8%引き上げた（乙26）。

(2)ア 厚生大臣は、国年法（昭和60年法律第34号による改正後のもの）87条4項（乙5〔11〕参照）及び厚年法（昭和29年法律第115号による改正後のもの）81条4項（乙3〔7〕参照）における、保険料の額が少なくとも5年ごとに再計算された結果に基づいて所要の調整が加えられるべきものとする規定に基づき、平成6年度において財政再計算を行った（乙43〔9〕）。

イ 内閣は、上記結果に基づく審議の結果平成10年10月に取りまとめられた意見書及びその後の調整を踏まえ、年金額の給付乗率を5%引き下げる改正（厚年法43条の改正）などを行う年金制度の改正法案を国会に提出するとともに、消費が落ち込んで景気が悪化することを防ぐために必要であると考えて年金審議会委員の賛同を得（甲共79）、また、厚生年金及び国民年金の保険料ないし保険料率を当面据え置くとの与党の意向を踏まえ、平成12年度に限定して年金額等の改定をしないこととする法案（平成12年特例法）を提出した。上記改正法案は平成12年法律第18号として、平成12年特例法は平成12年法律第34号として国会において可決し、成立した。（乙10, 23〔13〕, 43〔9, 10〕）

平成12年法律第18号においては、年金額等につき、上記の厚年法43条の改正前と比較して高い額としておく旨の経過措置が設けられていた（改正附則20, 21条）。

平成11年の物価指数が0.3%下落したことから、平成12年特例法

の制定に伴い、特例水準が生じ、特例水準は、本来水準よりも0.3%高い額となった。

ウ 厚生労働大臣は、平成13年度においても同様に年金額の改定をしない法案（平成13年特例法）を提出するに当たり、こうしたことを続けると平成12年法律第18号による改正の意味が問われることになることから、再検討が必要であると考え、「政府は、平成13年以降において初めて行われる…財政再計算…が行われるまでの間に」年金額「の改定の措置を、平成12年度に引き続き、平成13年度において行わなかったことにより、財政に与える影響を考慮して、当該額の見直しその他の措置及び当該規定の見直しについて検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」旨の規定（附則2条。乙11〔149〕参照）を上記法案に設けた（乙24〔13〕）。平成13年特例法は、平成13年法律第13号として国会において可決し、成立した（乙11〔148〕）。

(3)ア 社会保障審議会（厚生労働省設置法7条1項により設置される厚生労働大臣の諮問機関）は、平成14年1月30日、日本の将来推計人口において、65歳以上の人口割合が、平成9年1月の推計（中位推計）では平成12年に17.2%、平成37年に27.4%、平成62年に32.3%となるとされていたものが、平成14年1月の推計（中位推計）では平成12年は17.4%であり、平成37年に28.7%、平成62年に35.7%となるとされていることなどを資料として審議するとともに、年金部会を設置して年金制度について議論を進めることとした（乙29）。

イ 社会保障審議会及び同年金部会においては、厚生労働省から、年金改革の骨格に関する方向性について、公的年金制度が現役世代の所得の喪失を補填することにより高齢期の所得保障を行うものであり、老後の生活の支えにふさわしい実質的に価値のある年金を終身にわたって確実に保障することをその役割としていて、この役割を今後とも果たすことができるよう、

社会保険方式の下で、①現役世代の年金制度に対する不安感、不信感を解消する、②少子化の進行等の社会経済情勢の変動に対し、柔軟に対応することができ、かつ、恒久的に安定した制度とする、③現役世代の保険料負担が過大にならないよう配慮することに重点を置きつつ、給付水準と現役世代の保険料負担をバランスのとれたものとする、④現役世代が将来の自らの給付を実感することができる分かりやすい制度とする、⑤少子化、女性の社会進出、就業形態の多様化等の社会経済の変化に的確に対応することができるものとするという基本的視点が提示された。また、平成11年度の国民年金の保険料が月額1万3300円、厚生年金の保険料率が13.58%であるのに対し、平成16年改正前の給付水準及び基礎年金国庫負担割合3分の1をいずれも維持した場合に保険料等をどの程度まで増加させる必要があるかについての資料（平成14年12月13日に議論を整理した際の資料の数字は、国民年金の保険料が毎年2万9300円に、厚生年金の保険料率が26.2%）が提示された（乙27〔25〕）。

ウ 社会保障審議会年金部会は、平成15年9月12日付けで、年金制度改正に関する意見を取りまとめた（甲共25）。

このとりまとめにおいては、次のことが記載されている。

(ア) 平成12年の法改正において、少子高齢化の進行に対応するため、将来の給付水準を適正化し、最終的な保険料負担を年収の2割程度に抑制したが、凍結された厚生年金、国民年金の保険料の解除、基礎年金の国庫負担割合の2分の1への引上げ等について課題を残していたところ、平成14年の人口推計によると少子高齢化が一層進行することが予想され、現行の給付水準を維持した場合、厚生年金の最終保険料率は、国庫負担割合を変えなければ、13.58%から26.2%にも上昇すると見込まれ、将来の世代の負担が過重なものとなるおそれがある（甲共25〔2〕）。

(イ) 少子高齢化が進む中で、最終的な保険料水準をできるだけ抑制するためにも、保険料負担は適切に引き上げていく必要がある。厚生年金におけるその上限については、20%程度とするのが相当である。世代間の公平の観点や現役世代の負担についての不安を解消するためには、最終的な保険料水準を法律上も明示し、負担の限度を明確に示すべきである。

(甲共25〔11から13まで〕)

(ウ) 現役世代全体の保険料負担能力とバランスのとれた給付水準とするという観点や、国民生活に急激な影響を及ぼさないよう時間をかけて緩やかに調整していくという観点から、マクロ経済スライドの導入が適当であるが、少子化の進行で給付水準が低下し、高齢期の生活の基本的な部分を支えるものとしての年金の役割が損なわれるおそれがあることなどから導入すべきでないという意見もあった(甲共25〔13, 14〕)。

(エ) 基礎年金に対する国庫負担割合の2分の1への引上げについては、将来の保険料水準が過大なものにならないようにし、給付も適切な水準を保つことができるようにするために不可欠なものであることから、安定的な財源を確保し、今回改正で実現すべきである(甲共25〔19〕)。

エ そして、平成15年11月17日までに、厚生労働省は、上記の議論やとりまとめを踏まえ、上記の基本的視点に沿った改正を目指すこととし、その際、公的年金給付が個々人の生活設計に組み込まれていることから、その給付水準の過度の調整や急激な変更を行うことは適切でないと判断した(乙28)。

オ 内閣は、平成16年2月、平成16年改正法に係る法案を国会に提出し、そのことを同年3月4日に社会保障審議会年金部会に報告した。当該報告には、同法案の内容に物価スライド特例措置の解消が含まれていること、その解消は平成17年度以降に物価が上昇する状況の下で解消することが含まれていた。(甲共26, 80)

平成16年改正法案は、2条において国年法の保険料額を平成16年の賃金水準に照らした保険料水準を法定して賃金水準の上限に応じて改定することとし（平成16年改正法2条により改正される国年法87条3項から6項まで。乙13〔12〕参照）、7条において厚年法の最終保険料率を18.3%と法定し（平成16年改正法7条により改正される厚年法81条5項の表。乙13〔17〕参照）、国年法等の基礎年金に対する国庫負担割合をそれぞれ2分の1と改め（平成16年改正法1条〔国年法85条1項1号を改める部分〕、7条〔厚年法80条1項を改める部分〕。乙13〔12、17〕参照）、附則7条1項及び同27条1項において、改正後の年金額等が改正前の年金額等に満たないときは改正前の年金額等によることとし、附則7条2項及び同27条2項において、改正前の年金額等の計算については、平成16年度における特例水準（平成13年度における特例水準の98.8%）を前提に、平成16年以降の物価指数が平成15年の物価指数を下回ったときはその低下分だけ特例水準を下げ、その後は物価指数が、最後に特例水準を下げた年に比べて更に下がったときはその低下分だけ特例水準を下げる（同項の表下欄）こととし（乙13〔65、70〕参照）、その一方で、マクロ経済スライド（改正後国年法27条の4及び27条の5、改正後厚年法43条の4及び43条の5）は、上記の特例水準が、同法案による改正後の本来水準であってマクロ経済スライドを適用しないで定めたものを超えるときまで、これを適用しないこととしていた（附則12条1項、同31条1項。乙13〔67、74〕参照）。

カ 内閣は、同年2月、平成十六年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案（以下「平成16年特例法」という。）を国会に提出した。同法案においては、平成16年4月から平成17年3月までの月分の年金額については、平成13年の年平均の物価指数に対する平成15年の年平均の物価指数の比率を基準として改定する旨を規定してい

た。

キ 平成16年改正法及び平成16年特例法は、国会において可決し、成立した。

- (4) 平成16年改正法及び平成16年特例法の成立後、物価変動率は平成17年において0.3%下落し、これに伴って特例水準は平成18年度に0.3%縮小した。他方、平成16年改正法以後の本来水準（マクロ経済スライドを適用しないもの。）は、平成20年度において名目手取り賃金変動率の上昇に伴って0.9%上昇したが、これによっても特例水準を0.8%下回ったことから、特例水準は解消せず、平成23年度における上記の本来水準は、物価指数等の下落に伴い、特例水準を2.5%下回る水準となった。
- (5) 厚生労働省は、平成21年に財政検証を行った。その結果、65歳以上の人口割合が、平成18年人口推計（中位推計）において、平成17年に20.2%であるものが、平成42（2030）年に31.8%、平成67（2055）年に40.5%となることが見込まれた。被保険者数に対する老齢年金受給権者数の比率は、厚生年金につき、平成元年に15.1%であったものが、平成11年には26.4%、平成15年には33.3%、平成19年には36.4%と、国民年金につき、平成元年に19.4%であったものが、平成11年には28.0%、平成15年には32.7%、平成19年には37.5%とそれぞれ上昇していた。収支差引残が、厚生年金につき平成15年から赤字となり、赤字額は同年で3312億円、平成20年で3兆0380円であり、国民年金につき平成14年から赤字となり、赤字額は同年で382億円、平成20年で5772億円であった。（乙38〔13, 78, 80, 82, 85〕）
- (6)ア 社会保障審議会年金部会は、平成23年8月26日から議論を重ね、同年12月16日、議論を整理した。ここでは、特例水準については、世代間の公平の観点及び年金財政の早期安定化を図る観点から、3年以内で解

消するなど、早急な解消に取り組むべきであるという意見が多数を占めたものであり、また、特例水準が本来水準より2.5%高くなったのは、特例水準の解消が十分に機能しない仕組みとなっていたためであり、特例水準を早期に解消する観点から、少なくとも現行の特例水準と本来水準の差が拡大する仕組みは改め、物価下落時には前年比で必ず引き下げるルールに見直すべきであると整理された。マクロ経済スライドについては、いわゆるデフレ経済下でもマクロ経済スライドを行えるようにすべきである、仮にそうであっても受給者に対して十分な説明が必要である、基礎年金についてこれを行うことは適当ではないなどの意見が出され、特例水準の解消の状況も踏まえながらマクロ経済スライドの見直しについて引き続き検討を進めることが今後の課題として考えられることと整理され、これらの項目については、引き続き検討を加えることとするが、平成24年の通常国会への法案提出を目指すことが適当と考えるものとされた。(乙45〔1, 2, 14, 20〕, 47)。

イ 平成24年2月17日には、社会保障・税一体改革大綱が閣議決定された。上記大綱においては、所得比例年金と最低保障年金の組合せからなる一つの公的年金制度に全ての人が加入する新しい年金制度の創設について引き続き実現に取り組むこととされた一方で、現行制度のうち物価スライド特例分について、年金財政の負担を軽減し、現役世代の将来の年金額の確保につなげるとともに、その財源を用いて社会保障の充実を図るため、特例法により本来の年金額より2.5%高い水準の年金額を支給している措置について、早急に計画的な解消を図ること(乙30〔18〕)その他の施策が定められた。(乙30)

2 争点(1)(本件各処分が憲法25条, 社会権規約9条に反するものか。)について

(1) まず、本件各処分が憲法25条に反するものか否かについて検討する。

ア 前記前提事実(2)イ及びウのとおり、本件各処分は、平成24年改正法による改正後の国年法等（平成24年改正法1条による改正後の平成16年改正法附則7条1項、7条の2、27条1項、27条の2により平成25年度について適用される国年法等の各規定。乙14〔48、49〕参照）及びこれを受けた平成25年政令（1条。乙15参照）に基づいてされたもので、特例水準のうち一部の減額を内容とするものである。

しかして、国年法は、憲法25条2項に規定する理念に基づき、老齡、障害又は死亡によって国民生活の安定がそこなわれることを国民の共同連帯によって防止し、もって健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とするものであり（同法1条）、また、厚年法は、労働者の老齡、障害又は死亡について保険給付を行い、労働者及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とするものであって（同法1条）、その目的に照らし、憲法25条2項の趣旨を受けたものと解される。

イ ところで、憲法25条における「健康で文化的な最低限度の生活」は、極めて抽象的・相対的な概念で、その具体的内容は、その時々における文化の発達程度、経済的・社会的条件、一般的な国民生活の状況等との相関関係において判断決定されるべきものであるとともに、この規定を法律において具体化するに当たっては、国の財政事情を無視することができず、また、複雑多様で高度の専門技術的な考察とそれに基づいた政策的判断を必要とするものである。このことに照らすと、同条の趣旨に応じて上記各制度につき具体的にどのような立法措置を講じるかの選択決定は、立法府の広い裁量に委ねられており、それが著しく合理性を欠き明らかに裁量の逸脱、濫用とみざるを得ないような場合を除き、裁判所が審査判断するのに適しない事柄である（最高裁昭和57年7月7日大法廷判決・民集36巻7号1235頁、最高裁平成19年9月28日第二小法廷判決・民集61巻6号2345頁参照）。

したがって、本件各処分の根拠となった国年法等の規定に係る立法府の選択決定が著しく合理性を欠き、明らかに裁量の逸脱、濫用とみざるを得ないときは、当該規定及びこれに依拠する本件各処分が同条に違反するものと解するのが相当である。

(2)ア 平成24年改正法は、特例水準を段階的に解消することを内容とするものであり、平成25年政令は、これを受けて特例水準を一部解消するための具体的な減少率を踏まえて具体的な年金額等の算定に必要な割合を定めるものである。

イ 前記認定事実によれば、こうした特例水準は、物価スライド制に基づく平成12年度においては年金額等を0.3%減額改定すべきところを、年金受給者の購買力を維持して景気を維持する政策の実現を目的としてこうした改定をしないことを内容とする平成12年特例法を制定したことにより創設されたものであり（前記認定事実(2)イ）、国年法等が予定する年金額等の給付水準を是正するものではなく、景気の維持という他の政策の実現の手段の一つとして採用されたものであるといえる。また、特例水準は、国年法等とは別の「平成十二年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律」（平成12年特例法）によって設けられたものであり、その法律の題名からして年金額等の改定をしないことは通常の措置でないことが明らかであるといえる上、その特例措置は平成12年度に限られていたのであるから、新たな法律が制定されなければ特例水準は平成12年度末で解消されていたのである。そして、こうした特例措置は、平成8年にも同様の特例法により講じられており、当該特例措置は翌年度の物価指数の変動に伴い、新たな措置が講じられなかったこと（前記認定事実(1)）からすれば、平成12年特例法の制定時においては、平成8年当時と同様に、平成12年度末をもって特例水準が解消されることとし、翌年度以降の特例水準の在り方は、将来の情勢変化に委ねられていたもの

である。

こうした内閣及び国会による政策判断は、平成13年度及び平成14年度においても継続されたが、その一方で、2度目の特例法を平成13年に制定する際に、更に翌年度の特例法が制定され得ることに鑑み、特例水準に係る措置その他の見直しについて検討を行うべき旨の再検討規定を設ける（前記認定事実(2)ウ）ことで、国会において、特例水準が安易に継続されないこととする意思が表明されたものといえることができる。

そうすると、特例水準は、これが創設された時点及びこれを一度継続することを決した時点において、将来的には解消されるべきものであることが想定されていたものとみるのが相当である。

ウ　そして、上記再検討規定を受けて厚生労働大臣が検討した結果、年金の原資に対する国庫負担率を上昇させる一方で保険金に係る保険料額及び保険料率を固定することとし、併せてマクロ経済スライドを導入して物価水準の上昇割合に比較して給付水準の上昇割合を抑えることとし、これに沿った法案（平成16年改正法）が内閣から国会に提出され、国会において可決されたものである（前記前提事実(1)ウ，前記認定事実(3)オ）が、平成16年改正法は、経過措置として、その法案の提出時における特例水準（平成13年当時の特例水準）を固定化しつつ、その後の物価指数の上昇によってこれを解消することを予定し、その際、マクロ経済スライドの規定を考慮しないこととして、解消の時期が可及的に早期になるよう想定していたものであり（前記認定事実(3)ウからオまで）、平成24年改正法は、平成16年改正法による改正後の国年法等の規定を受けて行った財政検証の結果判明した状況の変化を踏まえ、特例水準の解消を、平成16年改正法によれば実現される時期よりも早期に実現するという政策判断に基づいたものである（前記認定事実(5)，(6)）。

上記のとおり、平成16年改正法においては、特例水準が解消されれば

その改正法の内容が実現されるという関係にあること（前記認定事実(3)オ参照）に照らすと、平成24年改正法は、特例水準の早期解消とともに、保険料額及び率の固定並びにマクロ経済スライドの早期実現を図ることを目的としたものであるところ、この政策判断は、前記認定事実(3)から(6)までによれば、社会保障審議会において、人口推計、財政状況その他の客観的情報（前記認定事実(3)ア、(4)及び(5)）を参照した結果、少子高齢化が平成16年改正法について検討した時点に比べて更に進行しており、年金の原資を保険料及び国庫負担金とし一部を積立金とする一方で、残部を直ちに年金の給付に充てることとしている制度においては、将来世代の負担が過重となるという課題があり、こうした課題を極力解消するための検討をした結果策定されたものといえることができる。こうした検討過程における客観的情報に鑑みると、保険料を負担すべき世代の人口の減少と同時に年金額等の給付を受ける世代の人口の増加が見込まれるのみならず、財政状況の赤字額が拡大していることが明らかであり、上記政策判断につき、こうした事情との合理的関連性や専門的知見との整合性に誤りがあるということとはできない。また、平成24年改正法を立案して国会に提出した厚生労働大臣ないし内閣の判断、また、これを受けて法案を審議し、可決した国会の判断は、専門委員会のこのような検討を経た結果出された意見に基づくものであり、その判断の過程及び手続に過誤、欠落があるというべき事情はうかがわれない。

エ このように、特例水準は、年金給付の水準とは異なる政策目的のために創設されたもので、その創設時から将来における解消が予定されていたものであり、また、その解消の判断に至る過程における判断及び手続に誤りがあるということもできない。そうすると、平成24年改正法の内容の策定について、国会に明らかな裁量権の逸脱又はその濫用があるということとはできないから、憲法25条に反するということはできない。また、平成

24年改正法を受けて制定された平成25年政令は、年金額等を算定するための技術的事項に関するものであり、その内容に照らして内閣に裁量の余地はない。したがって、これらに基づく本件各処分が同条に反するということはできない。

- (3) 次に、本件各処分が社会権規約に違反するか否かについて検討する。

社会権規約9条は、この規約の締約国は社会保険その他の社会保障についてのすべての者の権利を認める旨規定しているが、これは、締約国において、社会保障についての権利が国の社会政策により保護されるに値するものであることを確認し、この権利の実現に向けて積極的に社会保障政策を推進すべき政治的責任を負うことを宣明したものであって、個人に対し即時に具体的権利を付与すべきことを定めたものではない。このことは、社会権規約2条1項が締約国において「立法措置その他のすべての適当な方法によりこの規約において認められる権利の完全な実現を漸進的に達成する」ことを求めていることから明らかである。(最高裁平成元年3月2日第一小法廷判決・裁判集民事156号271頁参照)

そうすると、社会権規約9条に基づいて社会保険その他の社会保障に関する権利が原告らに与えられたものということとはできないから、本件各処分が同条に基づく権利を侵害するということとはできない。

- (4) 以上に対し、原告らは、次のとおり主張するが、それぞれにおいて説示するとおり、いずれも採用することができない。

ア 原告らは、社会権規約2条1項の規定に加え、社会権規約委員会においては同項が締約国に対して社会権規約の定める権利の実現に関する明確な法的義務を課したものである旨の見解を示していることからすれば、社会保障に係る権利について取られた後退的な措置は規約上禁じられると解すべきであり、本件各処分は上記の後退的な措置に当たるから、被告においてその正当性を立証することができない限り本件各処分が社会権規約9条

に反すると主張する。

しかし、社会権規約 9 条の定めは締約国の国民に権利を付与するものではなく、また、社会権規約委員会の見解が直ちに締約国を法的に拘束すると解すべき根拠はないことからすれば、社会保障についての権利を定める立法府の裁量を法的に羈束するものと解することはできない。

イ 原告らは、憲法 9 8 条 2 項にいう条約遵守義務の趣旨に照らせば、憲法 2 5 条の合憲性判断においても社会権規約 9 条の趣旨が反映されるべきであることや、憲法 9 8 条 2 項によれば、国は社会保障制度を後退させてはならない義務があるといえるから、年金受給権の切下げについても、規制の目的が正当で、規制の手段がその目的を達成するために必要最小限の手段であるといえなければ憲法 2 5 条に違反すると主張する。

しかし、社会権規約は、2 条 1 項及び 9 条を併せみると、憲法 2 5 条と同趣旨を定めたものと解される。また、前記(1)イにおいて説示したとおり、憲法 2 5 条にいう健康で文化的な最低限度の生活という概念の具体的内容を決するに当たっては、複雑多様で高度の専門技術的な考察とそれに基づいた政策的判断を必要とするものと解される。そして、国年法等は、その制度によって生活の維持又は安定に寄与することを目的とし（国年法 1 条、厚年法 1 条）、これによって上記の最低限度の生活を保持することを目的としていない。

こうしたことに鑑みると、本件各処分前の年金額等の水準が憲法 2 5 条によって保障される上記の最低限度の水準であると解することはできないし、これを下回ることが同条によって保障される水準を侵害するものであると解することもできない。そうすると、本件各処分やその根拠となった平成 2 4 年改正法及び平成 2 5 年政令が、憲法上の保障する権利ないし水準に対する規制であるとして、その目的及び手段の相当性を判断することにより同条の適合性を判断することは相当でない。

加えて、憲法 25 条 2 項は、国が社会保障の向上及び増進に努めなければならない旨を定めており、国に対して努力する義務を定めているにとどまる。そうすると、同項において、社会保障制度を後退させることが禁じられていると解することはできず、制度の後退が原則として同行に違反するということもできない。

したがって、原告らの主張する上記の解釈基準を採用することはできない。

ウ 原告らは、公的年金制度はそれ自体で健康で文化的な最低限度の生活を営むことができる程度の生活を保障するものでなければならないことを前提に、平成 24 年改正法が、健康で文化的な最低限度の生活を営むことのできる水準を下回る程度に年金額等を切り下げるものであるから、憲法 25 条に違反すると主張する。

しかし、前記イにおいて説示したとおり、憲法 25 条にいう健康で文化的な最低限度の生活という概念の具体的内容を決するに当たっては、複雑多様で高度の専門技術的な考察とそれに基づいた政策的判断を必要とするものと解され、また、国年法等は、その制度によって生活の維持又は安定に寄与することを目的とし（国年法 1 条、厚年法 1 条）、これによって上記の最低限度の生活を保持することを目的としていない。原告らの主張は、前提を欠くものといわざるを得ない。

エ 原告らは、平成 24 年改正法が、特例水準の解消及びマクロ経済スライドの適用を目的としているところ、マクロ経済スライドを適用することが不合理であると主張する。

しかし、本件各処分は、平成 24 年改正法のうち平成 25 年度について適用する規定及びこれを受けた平成 25 年政令の規定に基づくものであり、上記各規定は、特例水準の一部を解消して年金額等を減額する内容であって、その結果、特例水準と本来水準の差が 1.5 % となったにすぎず、マ

クロ経済スライドの規定が適用になるものでない。そうすると、マクロ経済スライドの合理性は、本件各処分が憲法25条に適合するものであるか否かと直接関連しないものであるといわざるを得ない。

なお、事案に鑑み、念のためマクロ経済スライドの合理性について判断する。国年法等においては、その制度によって生活の維持又は安定に寄与することを目的とし（国年法1条，厚年法1条），これを受けて，財政の長期的均衡の保持を求め（制定時の国年法4条2項。乙6〔332〕参照），その年金額については，諸事情に著しい変動が生じた場合に変動後の諸事情に対応するために調整ないし改定され得るもの（制定時の国年法4条1項，昭和40年法律第104号による改正後の厚年法2条の2。乙4〔6〕，6〔332〕参照）とし，その後，昭和48年改正により，物価指数に併せて上下させる物価スライド制が導入された（前記前提事実(1)）。このように，国年法等においては，その制定時から，年金額が減額改定されることが制度上あり得るものとされている。

こうした制度設計のうち，年金額が増額のみならず減額され得るという点は，国年法等が，同じく憲法25条の趣旨を実現するために制定された生活保護法の目的が国民の最低限度の生活を保障することである（1条）のとは異なり，その制度のみによって国民又は労働者の生活を維持することを必ずしも想定されないと解されることからして，財政規律を重視して長期的に多数の国民の生活の維持等に寄与する制度とすることに合理性を見いだすことができることに照らし，合理的なものと評価することができる。また，減額が物価指数を基準とする点についても，国年法等において年金額が生活の維持に寄与するものとされているところ，一般に生活水準が物価に影響され得るものであることからすれば，合理的なものと評価することができる。

マクロ経済スライドは，このような年金額の増減の基準であり，物価変

動率（国年法 27 条の 2 第 1 項 1 号，厚年法 43 条の 2 第 2 項 1 号），名目手取り賃金変動率（上記各項 2，3 号）のほか，年金全体の被保険者の減少率の実績と平均余命の伸長具合を勘案した一定率という要素により計算される割合（5 年前における公的年金各法の被保険者等の総数として政令で定めるところにより算定した数に対する 3 年前における同様に算定した数の比率の三乗根となる率に 0.997 を乗じた数。国年法 27 条の 4，厚年法 43 条の 4）を要素とするものである。こうした要素が年金財政に係る収入及び支出の額を変動させる主要なものとみることができることに照らすと，このような改正は，財政の均衡の保持という法の求めに整合するものであるといえることができる。

以上を踏まえると，マクロ経済スライドが年金額等を定める基準として不合理なものであるとはいえない。

オ 原告らは，平成 24 年改正法についての立法府の判断過程やその前段階において，①物価スライド特例法が制定された趣旨，平成 16 年改正法において本来水準の算定基準に賃金改定率を含めなければ特例水準はより早期に解消されていたことなどの重要な点について説明がされず，特例水準の解消により将来世代の年金給付額が抑制される，マクロ経済スライドの発動と特例水準に論理的関係があるといった誤った説明がされた，②高齢者や学識経験者，関係団体等から十分な意見聴取やパブリックコメントを行わなかった，と主張する。

しかし，上記①の点については，証拠（乙 45〔14〕）によれば，当時の社会経済情勢に鑑み特例的に年金額を引き下げずに据え置く措置を講じた旨の社会保障審議会年金部会の認識が示されているところ，そうした認識は，前記(2)イに説示したところに合致するものであるから，誤りということとはできない上，特例水準により年金額等の水準が高い状態が続けば年金財政が悪化し，将来世代の年金給付額が抑制されることが見込まれる

と考えられること、平成16年改正法によればマクロ経済スライドは特例水準が解消しなければ適用がないこと（前記認定事実(3)オ）を踏まえると、説明に誤りがあるなど不適切な点があったとも認め難い。上記②の点については、上記年金部会において学識経験者を委員としていることがうかがわれるのみならず、パブリックコメントは、法律について義務的でない（行政手続法39条1項）上、平成25年政令についても義務的であると解し難い（同条4項2号、3号、6号）ことからすれば、その検討過程に不適切な点があると直ちにいえない。

カ 原告らは、その他にも主張するが、いずれも前記判断を左右しない。

3 争点(2)（本件各処分が憲法29条1項に反するものか。）について

- (1) 原告らが国年法等による年金受給権を有する者であることは当事者間に争いがない。こうした年金受給権は、国から金銭の支給を受ける権利であるから、憲法29条1項にいう財産権に含まれるものと解される。

前記前提事実(2)ウによれば、本件各処分は、年金額等の減額を内容とするもので、年金受給権の価値を低下させるものであるから、同項の財産権の規制に当たり得る。しかるところ、こうした財産権に対する規制には種々の態様のものがあり得ることからすれば、財産権に対する規制が憲法29条2項にいう公共の福祉に適合するものとして是認されるべきものであるかどうかは、規制の目的、必要性、内容、その規制によって制限される財産権の種類、性質及び制限の程度等を比較考量して判断すべきものである（最高裁平成14年2月13日大法廷判決・民集56巻2号331頁参照）。

- (2) 前記2(1)アのとおり、本件各処分は、平成24年改正法及び平成25年政令のうち特例水準を平成25年度に一部解消する旨の規定を受けたものであるから、平成24年改正法及び平成25年政令による規制が憲法29条2項にいう公共の福祉に適合するものとして是認されるべきものであるかどうかを検討する。

ア 上記の規制の目的及び必要性について検討するに、平成24年改正法及び平成25年政令の上記各規定は、特例水準の一部解消を目的としていると解される。

(ア) 国年法等においては、その制度によって生活の維持又は安定に寄与することを目的とし（国年法1条、厚年法1条）、これを受けて、財政の長期的均衡の保持を求め（制定時の国年法4条2項。乙6〔332〕参照）、その年金額については、諸事情に著しい変動が生じた場合に変動後の諸事情に対応するために調整ないし改定され得るもの（制定時の国年法4条1項、昭和40年法律第104号による改正後の厚年法2条の2。乙4〔6〕、6〔332〕参照）とし、その後、昭和48年改正により、物価指数に併せて上下させる物価スライド制が導入された（前記前提事実(1)）。このように、国年法等においては、年金額等が減額改定されることが制度上あり得るものとされている上、年金額等は、財政の長期的均衡の保持のために変動され得るものといえることができる。

前記2(2)において説示したとおり、平成24年改正法が解消することとした特例水準は、特例法により平成8年度に初めて設けられ、平成12年度には景気対策を目的として設けられたもので、その際には同年度のみを適用範囲とし、更に平成13年度に再度これを設けるに当たっては再検討規定が設けられていたものであり、将来的な解消が予定されていたといえる。そして、再検討条項を受けて行われた検討の結果、平成16年改正法所定の制度に国年法等を改めることとし、経過措置として特例水準を維持することとする一方、物価の上昇等によりこれが解消される仕組みを設けたものである。

このように、年金額等については、従前からその減少があり得るものとして制度が設計されていたものであり、加えて、特例水準は、これが創設された当初から、景気対策の目的により、従前の年金額を定める基

準とは異なることとしたものであり、時限的な措置であることが想定されていたのであることからすると、いずれかの時期においてこれを解消する必要性があったとみるのが相当である。

(イ) また、前記2(2)ウにおいて説示したとおり、平成16年改正法は、特例水準を一度固定しつつ、将来的に解消するための規定を置いていたものであるが、その施行後も、物価水準や名目賃金手取り率等の上昇が想定ほど芳しくなく、本来水準との差分が、平成23年度までに施行時よりも1.47倍に拡大した（前記認定事実(4)）ものであり、平成16年改正法の趣旨に沿わない状態が生じていたものである。そして、少子高齢化の進行度が従前の人口統計に照らして速まっており（前記認定事実(3)ア、(5)）、年金額等の水準が高い状態が長く続くことは、いわゆる現役世代の負担を更に重くすることとなることを踏まえると、特例水準を速やかに解消することは、年金の原資に関する国民全体の負担の適正化につながるものであり、そうした必要性が、平成16年改正法の施行時に比して高まっていたといえることができる。

(ウ) 以上によれば、特例水準を解消する目的は正当性を有し、公共の福祉に適合するものであるといえることができる。

イ 規制の内容についてみると、平成24年改正法及び平成25年政令のうち平成25年度に関する部分は、平成23年度において本来水準よりも2.5%高い水準となっていた特例水準のうち1%分を減額するものであり（前記前提事実(2)イ）、当該部分に関する規定のほか平成24年改正法1条中平成16年改正法附則に12条の2を加える部分その他関連規定をみると、特例水準は、平成25年度から平成27年度までの3か年で段階的に解消することとされていることが明らかである。

特例水準を解消する目的を実現するためには、特例水準に係る部分を年金額等の計算から除くことが合理的な手段といえることができる。加えて、

上記のように特例水準の段階的な解消がされることは、年金が一般的に受給者の生活の原資として充てられていることを踏まえ、その生活に及ぼす影響を緩和する趣旨のものと考えられ、こうした手段は、前記の目的を達成する手段として必要性又は合理性に欠けるものであるとはいえない。

ウ 以上によれば、前記の平成24年改正法及び平成25年政令の各規定は、公共の福祉に適合する制限を定めたものであって、憲法29条に違反するとはいえず、これを受けた本件各処分は、同条に違反するとはいえない。

(4) 以上に対し、原告らは、次のとおり主張するが、それぞれにおいて説示するとおり、いずれも採用することができない。

ア 原告らは、①公的年金制度は憲法25条の要請を受けて国民の生存権を保障する目的で設けられたもので、年金受給権者にとって唯一の収入源であって、年金受給権が生存権的な財産権であること、②加入者が支払う保険料と給付との間に対応関係があることから、要保護性が強いと主張する。

上記①の点は、国年法等は、その制度によって生活の維持又は安定に寄与することを目的としているのであり、国民の生存権をこの制度のみによって保障することを目的としていないし、その規定を通覧しても、年金のほかに収入を得ることを禁じる規定はなく、厚年法上、その目的に照らして年金受給を不要とする程度の他の収入が得られているのでない限り年金が支給されることとされている（厚年法46条）ことからすれば、制度上、年金受給権が権利者にとって唯一の収入源であるということとはできない。

また、上記②の点は、年金額等は、国民年金については保険料が納付された月数を要素として、厚生年金については被保険者であった期間とその平均標準報酬額を要素とし、これに対応して決定されるものである（国年法27条、厚年法43条）が、納付した保険料が納付者の年金等の額となるものでないことからすれば、上記各要素に対応して年金額等が定められることから直ちに定められた年金額等について要保護性が強いとみることは

できない。

イ 原告らは、将来世代の給付水準の低下を防止して世代間の公平を図り、公的年金制度の持続可能性を確保するという平成24年改正法の目的と関連するのは、これによって実現される平成16年改正法所定のマクロ経済スライドであって、上記目的と特例水準の解消は関連しておらず、マクロ経済スライドは不合理で憲法25条に反するから、本件各処分に係る保護法益は重要でないと主張する。

しかし、前記前提事実(1)イ及び(2)アのとおり、特例水準によると、本来水準に比べて高い年金額等を支給することとなるから、保険料を高額なものとしなければ、年金に係る財政を悪化させるものであるといわざるを得ない。そうすると、特例水準の解消は、上記の平成24年改正法の目的と関連しないということとはできない。

また、本件各処分は、特例水準の一部の解消に伴うものであり、マクロ経済スライドが適用されたことに伴うものでないことからすると、マクロ経済スライドの合理性は、直ちに本件各処分の憲法29条適合性の判断に関連する事情とみることはできないし、この点をひとまず措くとしても、マクロ経済スライドが国年法等に規定する財政の長期的均衡の保持の観点から年金額等を定める基準として合理性があることは前記2(4)エで説示したとおりである。

4 争点(3) (本件各処分が憲法13条に反するものか。) について

(1) 原告らは、本件各処分が最低限度の生活を送ることができない程度の水準に年金額を切り下げるものであり、①年金受給権者に生活保護の受給を強制する点で高齢者の自己決定権を不当に侵害する点、②特例水準が解消され年金額が減少することはないとの期待に背くもので、高齢者が自己の選択に従って老後の生活を送る自己決定権ないし幸福追求権を侵害する点の2点において憲法13条に反すると主張する。

(2)ア しかし、上記①につき、原告らの主張する自己決定権は、生活保護法に基づく保護でない方法により収入を得るか否かについて意思決定をする権利と解される。仮にこうした意思決定をする権利が憲法13条に照らして尊重されるものであるとしても、前記3(4)アにおいて説示したとおり、年金受給者の収入源が年金のほかに生活保護のみであるとはいえないから、本件各処分により年金額等が減少しても、そのことが直ちに生活保護の申請を強いるものとはいえない。

イ 上記②につき、これまで説示したとおり特例水準はその創設時から将来的な解消が法律上予定されていたことからすれば、原告らが主張する期待は法的に保護すべきものということとはできない。そうすると、そうした期待に添って老後の生活を送る権利や利益が憲法上保護されているとみることは疑問がある。

仮にそうした権利や利益が憲法13条に照らして尊重されるものであるとしても、前記のとおり、年金制度は、憲法25条の趣旨を受けて創設されたものであり、その具体的な制度設計が国の裁量に委ねられるものであって、本件各処分がその裁量を逸脱するものでないことからすれば、本件各処分により年金額等が減じられた結果として自己の選択の幅が狭められることは、憲法上許容されているとみるのが相当である。

(3) したがって、原告らの主張は採用することができない。

5 争点(4) (平成25年政令は、法の委任の範囲を逸脱し違法・無効であるか。)について

(1) 平成24年改正法は、平成16年改正法附則7条2項及び同27条2項(前記認定事実(3)オ)における年金額等の計算方法に関して、平成25年度については、平成16年改正法による改正後の国年法27条及び厚年法43条の改定率を採用して計算することとし、その際に当該改定率の更なる「改定の基準となる率に0.990を乗じて得た率として政令で定める率」を基

準とし、これが「1を下回る場合」においては、平成25年4月以降、0.978に上記「政令で定める率」を乗じた率を基準として算定する旨の7条の2及び27条の2を加える旨の規定（平成24年改正法1条）を設けており、平成25年政令は、これを受けて上記の「政令で定める率」を定めている（乙14〔48, 49〕参照）。

ところで、平成16年改正法による改正後の国年法27条及び厚年法43条の改定率は、毎年、物価指数、名目賃金手取り率等を基準として改定されるのである（上記改正後の国年法27条の2、厚年法43条の2）から、平成24年改正法の制定当時においては一義的に定めることができないものである一方、その後の改定の際には、物価指数、名目賃金手取り率等が明らかになることにより一義的に定まる。そうすると、平成25年政令は、改定の際に一義的に定まる改定率が前年と比べて増減しなかったことが明らかとなったことから、上記の「政令で定める率」を1に0.990を乗じた0.990と定めたものといえることができる（その結果、0.978に0.990を乗じた0.968が年金額の計算過程において乗じる具体的な率となる。前記前提事実(2)イ）から、平成24年改正法の委任の範囲を逸脱しているということとはできない。

- (2) 原告らは、国年法1条のほか、国年法4条が年金額は国民の生活その他の諸事情に著しい変動が生じた場合にのみ改定が可能としていることなどに照らして、平成25年政令は、平成24年改正法の委任の範囲を超える無効なものであると主張する。

しかし、国年法においては、著しく年金事業の財政の均衡を失すると見込まれる場合にも所要の措置が講ぜられ得るものである（同法4条の2）。また、前記認定事実によれば、平成24年改正法は、平成16年改正法が想定していた特例水準の解消のための方法（前記認定事実(3)オ）によっては特例水準が解消しないのみならずむしろ本来水準とのかい離が拡大した（前記認

定事実(4)) 一方で、少子高齢化が更に進行し、年金財政も悪化することが見込まれる(前記認定事実(5))という平成16年改正法の施行以後の事情を踏まえて制定された(前記認定事実(6))ものである。こうした事情は、国民の生活その他の諸事情に著しい変動が生じたとみることができるし、年金財政の悪化が見込まれることに照らすと、著しく年金事業の財政の均衡を失すると見込まれるということもできるから、平成25年政令は、年金額を改定することが必要な場合において行われた所要の法改正に基づいて年金額を改定するために必要な率を定めたものにすぎない。原告らの主張は採用し難い。

6 結論

よって、原告らの請求はいずれも理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

札幌地方裁判所民事第5部

裁判官 萩 原 孝 基

裁判官 牧 野 一 成

裁判長裁判官岡山忠広は、転補につき署名押印することができない。

裁判官 萩 原 孝 基

(別紙)

年 金 額 一 覧 表 1

番号	従前の額（円）		減額後の額（円）	
裁決日は2014年10月17日付				
1	（基礎年金）国民年金	756,300	（基礎年金）国民年金	748,600
2	（基礎年金）国民年金	786,500	（基礎年金）国民年金	778,500
3	（基礎年金）国民年金	507,900	（基礎年金）国民年金	502,800
4	（基礎年金）国民年金	304,800	（基礎年金）国民年金	301,700
5	（基礎年金）国民年金	678,400	（基礎年金）国民年金	671,500
6	（基礎年金）国民年金	786,500	（基礎年金）国民年金	778,500
7	（基礎年金）国民年金	19,000	（基礎年金）国民年金	18,800
8	（基礎年金）国民年金	786,500	（基礎年金）国民年金	778,500
9	厚生年金	437,900	厚生年金	433,400
10	（基礎年金）国民年金	597,800	（基礎年金）国民年金	591,700
11	（基礎年金）国民年金	648,100	（基礎年金）国民年金	641,500
12	（基礎年金）国民年金	786,500	（基礎年金）国民年金	778,500
13	（基礎年金）国民年金	743,400	（基礎年金）国民年金	735,800
14	（基礎年金）国民年金	786,500	（基礎年金）国民年金	778,500
15	（基礎年金）国民年金	609,500	（基礎年金）国民年金	603,300
16	（基礎年金）国民年金	786,500	（基礎年金）国民年金	778,500
17	（基礎年金）国民年金	577,600	（基礎年金）国民年金	571,700
18	（基礎年金）国民年金	767,500	（基礎年金）国民年金	759,700
19	（基礎年金）国民年金	709,500	（基礎年金）国民年金	702,300

20	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
21	(基礎年金) 国民年金	378,500	(基礎年金) 国民年金	374,700
22	(基礎年金) 国民年金	707,900	(基礎年金) 国民年金	700,700
23	厚生年金	351,200	厚生年金	346,800
24	厚生年金	1,040,300	厚生年金	1,029,700
25	遺族厚生年金	1,043,800	遺族厚生年金	945,120
26	(基礎年金) 国民年金	349,500	(基礎年金) 国民年金	345,900
27	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
28	(基礎年金) 国民年金	757,800	(基礎年金) 国民年金	750,100
29	遺族厚生年金	1,228,600	遺族厚生年金	1,216,100
30	(基礎年金) 国民年金	518,400	(基礎年金) 国民年金	516,700
31	(基礎年金) 国民年金	670,000	(基礎年金) 国民年金	663,200
32	(基礎年金) 国民年金	748,800	(基礎年金) 国民年金	741,200
33	(基礎年金) 国民年金	493,000	(基礎年金) 国民年金	488,000
34	厚生年金	1,627,400	厚生年金	1,610,800
35	(基礎年金) 国民年金	338,600	(基礎年金) 国民年金	335,200
36	(基礎年金) 国民年金	753,600	(基礎年金) 国民年金	746,100
37	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
38	(基礎年金) 国民年金	745,000	(基礎年金) 国民年金	738,000
39	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
40	(基礎年金) 国民年金	724,200	(基礎年金) 国民年金	716,900
裁決日は2014年11月21日付				
41	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
42	(基礎年金) 国民年金	392,500	(基礎年金) 国民年金	388,500

43	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
44	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
45	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
46	(基礎年金) 国民年金	742,300	(基礎年金) 国民年金	734,700
47	(基礎年金) 国民年金	735,700	(基礎年金) 国民年金	728,200
48	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
49	(基礎年金) 国民年金	177,000	(基礎年金) 国民年金	175,200
50	(基礎年金) 国民年金	776,700	(基礎年金) 国民年金	768,800
51	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
52	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
53	(基礎年金) 国民年金	717,100	(基礎年金) 国民年金	711,700
54	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
55	(基礎年金) 国民年金	686,500	(基礎年金) 国民年金	679,600
56	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
57	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
58	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
59	(基礎年金) 国民年金	688,200	(基礎年金) 国民年金	681,200
60	(基礎年金) 国民年金	737,300	(基礎年金) 国民年金	729,800
61	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
62	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
63	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
64	(基礎年金) 国民年金	687,600	(基礎年金) 国民年金	674,700
65	(基礎年金) 国民年金	681,600	(基礎年金) 国民年金	674,700
66	(基礎年金) 国民年金	645,700	(基礎年金) 国民年金	639,100

67	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
68	(基礎年金) 国民年金	381,800	(基礎年金) 国民年金	377,900
69	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
70	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
71	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
72	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
73	(基礎年金) 国民年金	499,900	(基礎年金) 国民年金	494,800
74	(基礎年金) 国民年金	778,500	(基礎年金) 国民年金	772,800
75	(基礎年金) 国民年金	778,500	(基礎年金) 国民年金	772,800
76	(基礎年金) 国民年金	776,700	(基礎年金) 国民年金	768,800
77	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
78	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
79	(基礎年金) 国民年金	695,100	(基礎年金) 国民年金	688,000
80	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
81	(基礎年金) 国民年金	739,000	(基礎年金) 国民年金	731,500
82	(基礎年金) 国民年金	687,300	(基礎年金) 国民年金	680,300
83	(基礎年金) 国民年金	525,300	(基礎年金) 国民年金	520,000
裁決日は2014年12月19日付				
84	(基礎年金) 国民年金	642,100	(基礎年金) 国民年金	635,800
85	(基礎年金) 国民年金	758,600	(基礎年金) 国民年金	750,900
86	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
87	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
89	(基礎年金) 国民年金	554,700	(基礎年金) 国民年金	549,100
90	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500

91	(基礎年金) 国民年金	517,700	(基礎年金) 国民年金	512,500
92	(基礎年金) 国民年金	607,700	(基礎年金) 国民年金	601,700
93	(基礎年金) 国民年金	766,100	(基礎年金) 国民年金	758,600
94	(基礎年金) 国民年金	674,800	(基礎年金) 国民年金	667,900
95	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
97	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
98	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
99	(基礎年金) 国民年金	85,333	(基礎年金) 国民年金	82,683
100	(基礎年金) 国民年金	456,200	(基礎年金) 国民年金	451,500
101	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
102	(基礎年金) 国民年金	778,000	(基礎年金) 国民年金	770,400
103	(基礎年金) 国民年金	586,400	(基礎年金) 国民年金	580,600
104	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
105	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
106	(基礎年金) 国民年金	671,000	(基礎年金) 国民年金	665,000
107	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
108	(基礎年金) 国民年金	748,700	(基礎年金) 国民年金	741,300
109	(基礎年金) 国民年金	603,200	(基礎年金) 国民年金	597,100
110	(基礎年金) 国民年金	556,000	(基礎年金) 国民年金	550,400
111	(基礎年金) 国民年金	357,000	(基礎年金) 国民年金	353,600
113	(基礎年金) 国民年金	373,500	(基礎年金) 国民年金	369,800
114	(基礎年金) 国民年金	761,600	(基礎年金) 国民年金	754,200
115	(基礎年金) 国民年金	592,900	(基礎年金) 国民年金	587,100
116	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500

117	(基礎年金) 国民年金	709,500	(基礎年金) 国民年金	702,300
118	(基礎年金) 国民年金	373,500	(基礎年金) 国民年金	369,800
119	(基礎年金) 国民年金	355,446	(基礎年金) 国民年金	351,974
120	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
121	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
122	(基礎年金) 国民年金	727,300	(基礎年金) 国民年金	720,200
123	(基礎年金) 国民年金	353,800	(基礎年金) 国民年金	350,300
124	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
125	(基礎年金) 国民年金	547,200	(基礎年金) 国民年金	541,700
126	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
裁決日は 2015 年 1 月 23 日付				
127	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
129	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
130	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
131	(基礎年金) 国民年金	776,700	(基礎年金) 国民年金	768,800
132	(基礎年金) 国民年金	537,100	(基礎年金) 国民年金	532,000
133	(基礎年金) 国民年金	707,900	(基礎年金) 国民年金	700,700
裁決日は 2015 年 2 月 20 日付				
134	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
135	(基礎年金) 国民年金	718,500	(基礎年金) 国民年金	713,200
136	(基礎年金) 国民年金	680,000	(基礎年金) 国民年金	673,100
137	(基礎年金) 国民年金	761,900	(基礎年金) 国民年金	754,200
138	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
139	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500

140	(基礎年金) 国民年金	728,200	(基礎年金) 国民年金	722,900
141	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
142	(基礎年金) 国民年金	521,500	(基礎年金) 国民年金	516,100

(別紙)

年 金 額 一 覧 表 2

番号	従前の額（円）		減額後の額（円）	
裁決日は2014年11月21日付				
1	（基礎年金）国民年金	725,900	（基礎年金）国民年金	718,500
2	（基礎年金）国民年金	439,100	（基礎年金）国民年金	434,700
3	（基礎年金）国民年金	786,500	（基礎年金）国民年金	778,500
4	（基礎年金）国民年金	785,600	（基礎年金）国民年金	777,700
5	（基礎年金）国民年金	721,000	（基礎年金）国民年金	713,600
6	（基礎年金）国民年金	632,000	（基礎年金）国民年金	625,600
7	（基礎年金）国民年金	786,500	（基礎年金）国民年金	778,500
8	（基礎年金）国民年金	786,500	（基礎年金）国民年金	778,500
9	（基礎年金）国民年金	779,900	（基礎年金）国民年金	772,000
10	（基礎年金）国民年金	560,400	（基礎年金）国民年金	554,700
11	（基礎年金）国民年金	786,500	（基礎年金）国民年金	778,500
12	（基礎年金）国民年金	734,100	（基礎年金）国民年金	726,000
13	（基礎年金）国民年金	653,800	（基礎年金）国民年金	647,000
14	（基礎年金）国民年金	786,500	（基礎年金）国民年金	778,500
15	（基礎年金）国民年金	786,500	（基礎年金）国民年金	778,500
16	（基礎年金）国民年金	705,800	（基礎年金）国民年金	698,700
17	（基礎年金）国民年金	588,000	（基礎年金）国民年金	582,200
18	（基礎年金）国民年金	786,500	（基礎年金）国民年金	778,500
19	（基礎年金）国民年金	786,500	（基礎年金）国民年金	778,500

20	(基礎年金) 国民年金	722,600	(基礎年金) 国民年金	715,200
21	厚生年金	1,773,000	厚生年金	1,748,500
22	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
23	厚生年金	2,281,612	厚生年金	2,251,260
24	厚生年金	1,735,530	厚生年金	1,714,762
25	(基礎年金) 国民年金	732,400	(基礎年金) 国民年金	725,500
26	(基礎年金) 国民年金	563,340	(基礎年金) 国民年金	556,896
27	(基礎年金) 国民年金	732,400	(基礎年金) 国民年金	725,000
28	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
29	(基礎年金) 国民年金	717,700	(基礎年金) 国民年金	710,400
30	(基礎年金) 国民年金	739,000	(基礎年金) 国民年金	731,500
32	(基礎年金) 国民年金	757,800	(基礎年金) 国民年金	749,900
33	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
34	(基礎年金) 国民年金	488,300	(基礎年金) 国民年金	483,300
35	(基礎年金) 国民年金	533,300	(基礎年金) 国民年金	517,700
36	(基礎年金) 国民年金	753,500	(基礎年金) 国民年金	748,300
37	(基礎年金) 国民年金	729,200	(基礎年金) 国民年金	716,500
39	(基礎年金) 国民年金	667,900	(基礎年金) 国民年金	661,200
40	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
41	(基礎年金) 国民年金	783,100	(基礎年金) 国民年金	773,100
42	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
45	(基礎年金) 国民年金	729,700	(基礎年金) 国民年金	722,400
46	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
47	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500

48	(基礎年金) 国民年金	742,500	(基礎年金) 国民年金	714,500
49	(基礎年金) 国民年金	819,700	(基礎年金) 国民年金	811,700
50	(基礎年金) 国民年金	742,300	(基礎年金) 国民年金	734,700
51	(基礎年金) 国民年金	335,700	(基礎年金) 国民年金	332,200
52	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
53	(基礎年金) 国民年金	511,800	(基礎年金) 国民年金	506,800
54	(基礎年金) 国民年金	596,800	(基礎年金) 国民年金	590,800
55	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
56	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
57	(基礎年金) 国民年金	444,300	(基礎年金) 国民年金	439,800
58	(基礎年金) 国民年金	766,800	(基礎年金) 国民年金	759,000
59	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
60	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
61	(基礎年金) 国民年金	592,300	(基礎年金) 国民年金	586,600
裁決日は2014年12月19日付				
62	(基礎年金) 国民年金	712,800	(基礎年金) 国民年金	705,500
63	(基礎年金) 国民年金	721,000	(基礎年金) 国民年金	713,600
64	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
65	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
66	(基礎年金) 国民年金	752,600	(基礎年金) 国民年金	745,000
67	(基礎年金) 国民年金	744,500	(基礎年金) 国民年金	737,000
68	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
69	(基礎年金) 国民年金	55,266	(基礎年金) 国民年金	54,700
70	(基礎年金) 国民年金	75,000	(基礎年金) 国民年金	71,250

71	(基礎年金) 国民年金	128,500	(基礎年金) 国民年金	115,000
72	(基礎年金) 国民年金	615,100	(基礎年金) 国民年金	608,800
73	(基礎年金) 国民年金	846,400	(基礎年金) 国民年金	838,500
74	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
75	遺族年金	1,903,200	遺族年金	1,883,700
76	(基礎年金) 国民年金	810,900	(基礎年金) 国民年金	802,900
77	(基礎年金) 国民年金	70,500	(基礎年金) 国民年金	69,700
78	(基礎年金) 国民年金	779,900	(基礎年金) 国民年金	772,000
79	(基礎年金) 国民年金	774,100	(基礎年金) 国民年金	766,200
80	(基礎年金) 国民年金	782,900	(基礎年金) 国民年金	774,900
81	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
82	(基礎年金) 国民年金	722,600	(基礎年金) 国民年金	715,200
83	(基礎年金) 国民年金	743,900	(基礎年金) 国民年金	736,300
84	(基礎年金) 国民年金	750,500	(基礎年金) 国民年金	742,800
85	(基礎年金) 国民年金	743,900	(基礎年金) 国民年金	736,300
87	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
88	(基礎年金) 国民年金	376,200	(基礎年金) 国民年金	370,900
89	(基礎年金) 国民年金	745,100	(基礎年金) 国民年金	737,500
90	(基礎年金) 国民年金	719,200	(基礎年金) 国民年金	711,900
91	(基礎年金) 国民年金	761,000	(基礎年金) 国民年金	753,300
92	(基礎年金) 国民年金	387,200	(基礎年金) 国民年金	383,300
93	(基礎年金) 国民年金	400,100	(基礎年金) 国民年金	396,000
94	(基礎年金) 国民年金	770,100	(基礎年金) 国民年金	762,300
95	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500

96	(基礎年金) 国民年金	669,800	(基礎年金) 国民年金	663,000
97	(基礎年金) 国民年金	729,200	(基礎年金) 国民年金	721,700
98	(基礎年金) 国民年金	743,900	(基礎年金) 国民年金	736,300
99	(基礎年金) 国民年金	472,100	(基礎年金) 国民年金	467,200
100	(基礎年金) 国民年金	774,400	(基礎年金) 国民年金	766,500
101	(基礎年金) 国民年金	747,800	(基礎年金) 国民年金	738,000
102	(基礎年金) 国民年金	761,300	(基礎年金) 国民年金	753,500
103	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
104	(基礎年金) 国民年金	784,900	(基礎年金) 国民年金	776,900
105	(基礎年金) 国民年金	719,300	(基礎年金) 国民年金	712,000
106	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
107	(基礎年金) 国民年金	684,200	(基礎年金) 国民年金	677,300
108	(基礎年金) 国民年金	724,200	(基礎年金) 国民年金	716,900
裁決日は 2015 年 1 月 23 日付				
109	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
111	(基礎年金) 国民年金	733,100	(基礎年金) 国民年金	725,600
112	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
113	(基礎年金) 国民年金	739,300	(基礎年金) 国民年金	731,800
114	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
115	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
116	(基礎年金) 国民年金	753,600	(基礎年金) 国民年金	746,000
117	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
118	(基礎年金) 国民年金	782,900	(基礎年金) 国民年金	774,900
119	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500

120	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
121	(基礎年金) 国民年金	737,300	(基礎年金) 国民年金	729,800
122	(基礎年金) 国民年金	819,900	(基礎年金) 国民年金	811,600
123	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
124	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
125	(基礎年金) 国民年金	732,400	(基礎年金) 国民年金	725,076
126	(基礎年金) 国民年金	668,400	(基礎年金) 国民年金	661,800
127	(基礎年金) 国民年金	499,332	(基礎年金) 国民年金	498,300
128	(基礎年金) 国民年金	597,200	(基礎年金) 国民年金	591,200
129	(基礎年金) 国民年金	549,400	(基礎年金) 国民年金	543,800
130	(基礎年金) 国民年金	735,700	(基礎年金) 国民年金	728,200
131	(基礎年金) 国民年金	669,800	(基礎年金) 国民年金	663,000
132	(基礎年金) 国民年金	755,400	(基礎年金) 国民年金	747,700
134	(基礎年金) 国民年金	476,100	(基礎年金) 国民年金	471,200
135	(基礎年金) 国民年金	478,500	(基礎年金) 国民年金	473,600
136	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
137	(基礎年金) 国民年金	442,200	(基礎年金) 国民年金	437,700
138	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
139	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
140	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
141	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
142	(基礎年金) 国民年金	106,483	(基礎年金) 国民年金	100,800
143	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
144	(基礎年金) 国民年金	886,400	(基礎年金) 国民年金	877,300

145	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
146	(基礎年金) 国民年金	728,400	(基礎年金) 国民年金	721,000
147	(基礎年金) 国民年金	289,000	(基礎年金) 国民年金	283,200
148	(基礎年金) 国民年金	702,300	(基礎年金) 国民年金	697,100
149	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
150	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
151	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
152	(基礎年金) 国民年金	787,500	(基礎年金) 国民年金	773,800
153	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
154	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
155	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
156	(基礎年金) 国民年金	709,500	(基礎年金) 国民年金	702,300
157	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
158	(基礎年金) 国民年金	478,500	(基礎年金) 国民年金	473,600
159	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	764,800
160	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
161	(基礎年金) 国民年金	757,000	(基礎年金) 国民年金	749,300
162	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
163	(基礎年金) 国民年金	474,400	(基礎年金) 国民年金	469,600
164	(基礎年金) 国民年金	297,900	(基礎年金) 国民年金	295,700
165	(基礎年金) 国民年金	496,500	(基礎年金) 国民年金	491,500
166	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
167	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
168	(基礎年金) 国民年金	730,980	(基礎年金) 国民年金	726,600

169	(基礎年金) 国民年金	673,400	(基礎年金) 国民年金	666,600
170	(基礎年金) 国民年金	495,200	(基礎年金) 国民年金	490,200
171	(基礎年金) 国民年金	285,700	(基礎年金) 国民年金	282,800
172	(基礎年金) 国民年金	711,800	(基礎年金) 国民年金	704,500
173	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
174	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
175	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
176	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
177	(基礎年金) 国民年金	716,000	(基礎年金) 国民年金	708,800
裁決日は 2015 年 2 月 20 日付				
178	(基礎年金) 国民年金	758,600	(基礎年金) 国民年金	750,900
179	(基礎年金) 国民年金	578,600	(基礎年金) 国民年金	572,800
180	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
181	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
182	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
183	(基礎年金) 国民年金	635,900	(基礎年金) 国民年金	629,200
184	(基礎年金) 国民年金	447,400	(基礎年金) 国民年金	442,800
185	(基礎年金) 国民年金	771,800	(基礎年金) 国民年金	763,900
186	(基礎年金) 国民年金	707,850	(基礎年金) 国民年金	700,650
188	(基礎年金) 国民年金	481,300	(基礎年金) 国民年金	476,400
189	(基礎年金) 国民年金	659,600	(基礎年金) 国民年金	652,900
190	(基礎年金) 国民年金	691,800	(基礎年金) 国民年金	684,900
191	(基礎年金) 国民年金	737,300	(基礎年金) 国民年金	729,800
192	(基礎年金) 国民年金	707,800	(基礎年金) 国民年金	700,600

193	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
194	(基礎年金) 国民年金	622,600	(基礎年金) 国民年金	611,800
195	(基礎年金) 国民年金	658,800	(基礎年金) 国民年金	652,000
196	(基礎年金) 国民年金	501,600	(基礎年金) 国民年金	496,600
197	(基礎年金) 国民年金	527,000	(基礎年金) 国民年金	519,700
198	(基礎年金) 国民年金	727,500	(基礎年金) 国民年金	720,100
199	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
200	(基礎年金) 国民年金	209,500	(基礎年金) 国民年金	207,300
201	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
202	(基礎年金) 国民年金	727,500	(基礎年金) 国民年金	720,100
203	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
204	(基礎年金) 国民年金	706,200	(基礎年金) 国民年金	699,000
205	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
206	(基礎年金) 国民年金	473,300	(基礎年金) 国民年金	468,500
207	(基礎年金) 国民年金	696,100	(基礎年金) 国民年金	689,100
208	(基礎年金) 国民年金	742,800	(基礎年金) 国民年金	735,300
209	(基礎年金) 国民年金	780,700	(基礎年金) 国民年金	772,800
210	(基礎年金) 国民年金	633,100	(基礎年金) 国民年金	628,500
211	(基礎年金) 国民年金	676,700	(基礎年金) 国民年金	669,800
212	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
213	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
214	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
215	(基礎年金) 国民年金	747,200	(基礎年金) 国民年金	739,600

(別紙)

年 金 額 一 覧 表 3

番号	従前の額（円）		減額後の額（円）	
裁決日は 2014 年 12 月 19 日付				
1	（基礎年金）国民年金	786,500	（基礎年金）国民年金	778,500
2	（基礎年金）国民年金	749,500	（基礎年金）国民年金	741,900
4	（基礎年金）国民年金	786,500	（基礎年金）国民年金	778,500
5	（基礎年金）国民年金	786,500	（基礎年金）国民年金	778,500
6	（基礎年金）国民年金	745,500	（基礎年金）国民年金	738,000
7	（基礎年金）国民年金	470,800	（基礎年金）国民年金	466,000
8	（基礎年金）国民年金	793,700	（基礎年金）国民年金	785,700
9	（基礎年金）国民年金	763,000	（基礎年金）国民年金	755,200
10	（基礎年金）国民年金	786,500	（基礎年金）国民年金	778,500
11	（基礎年金）国民年金	786,500	（基礎年金）国民年金	778,500
12	（基礎年金）国民年金	786,500	（基礎年金）国民年金	778,500
13	（基礎年金）国民年金	522,700	（基礎年金）国民年金	517,300
14	（基礎年金）国民年金	775,000	（基礎年金）国民年金	767,100
15	（基礎年金）国民年金	769,000	（基礎年金）国民年金	761,200
裁決日は 2015 年 1 月 23 日付				
16	（基礎年金）国民年金	747,200	（基礎年金）国民年金	739,600
17	（基礎年金）国民年金	630,800	（基礎年金）国民年金	624,400
18	（基礎年金）国民年金	801,900	（基礎年金）国民年金	794,100
19	（基礎年金）国民年金	786,500	（基礎年金）国民年金	778,500

20	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
21	(基礎年金) 国民年金	715,300	(基礎年金) 国民年金	708,100
22	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
23	(基礎年金) 国民年金	635,400	(基礎年金) 国民年金	629,000
24	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
25	(基礎年金) 国民年金	508,200	(基礎年金) 国民年金	503,300
26	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
27	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
28	(基礎年金) 国民年金	788,900	(基礎年金) 国民年金	778,500
29	(基礎年金) 国民年金	427,500	(基礎年金) 国民年金	421,900
30	(基礎年金) 国民年金	660,300	(基礎年金) 国民年金	653,600
31	(基礎年金) 国民年金	553,800	(基礎年金) 国民年金	548,200
32	厚生年金	987,600	厚生年金	949,600
33	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
34	(基礎年金) 国民年金	750,400	(基礎年金) 国民年金	742,800
35	(基礎年金) 国民年金	784,800	(基礎年金) 国民年金	776,800
36	(基礎年金) 国民年金	780,700	(基礎年金) 国民年金	772,700
37	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
38	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
39	(基礎年金) 国民年金	729,900	(基礎年金) 国民年金	722,500
40	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
41	(基礎年金) 国民年金	503,200	(基礎年金) 国民年金	498,000
42	(基礎年金) 国民年金	805,400	(基礎年金) 国民年金	797,100
43	(基礎年金) 国民年金	690,000	(基礎年金) 国民年金	684,900

44	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	772,800
45	(基礎年金) 国民年金	535,500	(基礎年金) 国民年金	530,100
46	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	774,000
47	(基礎年金) 国民年金	763,800	(基礎年金) 国民年金	756,100
48	(基礎年金) 国民年金	587,892	(基礎年金) 国民年金	539,300
49	(基礎年金) 国民年金	552,200	(基礎年金) 国民年金	546,600
50	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
51	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
52	(基礎年金) 国民年金	775,000	(基礎年金) 国民年金	767,100
53	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
54	(基礎年金) 国民年金	738,200	(基礎年金) 国民年金	732,800
55	(基礎年金) 国民年金	653,500	(基礎年金) 国民年金	646,900
56	(基礎年金) 国民年金	630,800	(基礎年金) 国民年金	624,400
57	(基礎年金) 国民年金	731,000	(基礎年金) 国民年金	723,600
58	(基礎年金) 国民年金	663,600	(基礎年金) 国民年金	656,900
59	(基礎年金) 国民年金	778,500	(基礎年金) 国民年金	774,880
60	(基礎年金) 国民年金	691,200	(基礎年金) 国民年金	684,400
61	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
62	(基礎年金) 国民年金	645,496	(基礎年金) 国民年金	635,300
63	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
64	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
65	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
66	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
67	(基礎年金) 国民年金	740,600	(基礎年金) 国民年金	733,100

68	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
69	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
70	(基礎年金) 国民年金	415,100	(基礎年金) 国民年金	410,900
71	(基礎年金) 国民年金	723,580	(基礎年金) 国民年金	712,000
72	(基礎年金) 国民年金	506,900	(基礎年金) 国民年金	501,700
73	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
74	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
75	(基礎年金) 国民年金	561,400	(基礎年金) 国民年金	555,900
76	(基礎年金) 国民年金	787,298	(基礎年金) 国民年金	785,165
77	(基礎年金) 国民年金	732,200	(基礎年金) 国民年金	724,700
78	(基礎年金) 国民年金	803,400	(基礎年金) 国民年金	795,300
79	(基礎年金) 国民年金	745,500	(基礎年金) 国民年金	738,000
80	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
81	厚生年金	904,200	厚生年金	844,700
82	(基礎年金) 国民年金	725,800	(基礎年金) 国民年金	722,000
83	(基礎年金) 国民年金	759,900	(基礎年金) 国民年金	752,200
84	(基礎年金) 国民年金	806,700	(基礎年金) 国民年金	798,500
85	(基礎年金) 国民年金	352,100	(基礎年金) 国民年金	348,500
86	(基礎年金) 国民年金	758,600	(基礎年金) 国民年金	750,900
87	(基礎年金) 国民年金	765,700	(基礎年金) 国民年金	758,000
88	(基礎年金) 国民年金	517,400	(基礎年金) 国民年金	512,200
89	(基礎年金) 国民年金	728,000	(基礎年金) 国民年金	720,600
90	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
91	(基礎年金) 国民年金	643,900	(基礎年金) 国民年金	637,400

92	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
93	(基礎年金) 国民年金	321,200	(基礎年金) 国民年金	317,900
94	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
95	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
96	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
97	(基礎年金) 国民年金	634,100	(基礎年金) 国民年金	627,700
98	(基礎年金) 国民年金	643,200	(基礎年金) 国民年金	636,600
99	(基礎年金) 国民年金	777,900	(基礎年金) 国民年金	770,000
101	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
102	(基礎年金) 国民年金	784,700	(基礎年金) 国民年金	776,700
103	(基礎年金) 国民年金	526,700	(基礎年金) 国民年金	521,400
104	(基礎年金) 国民年金	440,300	(基礎年金) 国民年金	435,800
105	(基礎年金) 国民年金	244,900	(基礎年金) 国民年金	243,100
106	(基礎年金) 国民年金	419,100	(基礎年金) 国民年金	414,800
107	(基礎年金) 国民年金	676,100	(基礎年金) 国民年金	669,200
108	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
109	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
110	(基礎年金) 国民年金	748,600	(基礎年金) 国民年金	740,900
裁決日は 2015 年 2 月 20 日付				
111	(基礎年金) 国民年金	781,000	(基礎年金) 国民年金	773,100
112	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
113	(基礎年金) 国民年金	729,200	(基礎年金) 国民年金	721,700
114	(基礎年金) 国民年金	730,800	(基礎年金) 国民年金	723,400
115	(基礎年金) 国民年金	666,200	(基礎年金) 国民年金	659,300

116	(基礎年金) 国民年金	788,500	(基礎年金) 国民年金	780,500
117	(基礎年金) 国民年金	650,500	(基礎年金) 国民年金	643,900
118	(基礎年金) 国民年金	698,000	(基礎年金) 国民年金	690,800
119	(基礎年金) 国民年金	850,800	(基礎年金) 国民年金	842,100
120	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
121	厚生年金	1,928,100	厚生年金	1,908,400
122	(基礎年金) 国民年金	784,400	(基礎年金) 国民年金	776,400
123	(基礎年金) 国民年金	391,700	(基礎年金) 国民年金	387,700
124	(基礎年金) 国民年金	752,800	(基礎年金) 国民年金	745,100
125	(基礎年金) 国民年金	781,300	(基礎年金) 国民年金	773,400
126	(基礎年金) 国民年金	246,000	(基礎年金) 国民年金	243,500
127	(基礎年金) 国民年金	425,200	(基礎年金) 国民年金	420,900
128	(基礎年金) 国民年金	83,300	(基礎年金) 国民年金	82,400
129	厚生年金	2,186,600	厚生年金	2,183,800
130	(基礎年金) 国民年金	84,400	(基礎年金) 国民年金	83,500
131	(基礎年金) 国民年金	663,900	(基礎年金) 国民年金	657,100
132	(基礎年金) 国民年金	250,900	(基礎年金) 国民年金	248,300
133	厚生年金	1,469,500	厚生年金	1,448,700
134	(基礎年金) 国民年金	789,500	(基礎年金) 国民年金	781,500
135	(基礎年金) 国民年金	790,500	(基礎年金) 国民年金	782,500
137	(基礎年金) 国民年金	657,800	(基礎年金) 国民年金	651,100
139	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
140	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
141	(基礎年金) 国民年金	628,700	(基礎年金) 国民年金	622,300

142	(基礎年金) 国民年金	779,000	(基礎年金) 国民年金	776,300
143	(基礎年金) 国民年金	717,700	(基礎年金) 国民年金	710,400
144	(基礎年金) 国民年金	830,500	(基礎年金) 国民年金	822,500
145	(基礎年金) 国民年金	778,500	(基礎年金) 国民年金	772,800
146	(基礎年金) 国民年金	802,900	(基礎年金) 国民年金	797,100
148	(基礎年金) 国民年金	672,600	(基礎年金) 国民年金	665,700
149	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
150	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500

裁決日は 2015 年 3 月 20 日付

151	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
152	(基礎年金) 国民年金	729,200	(基礎年金) 国民年金	721,700
153	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
154	(基礎年金) 国民年金	711,100	(基礎年金) 国民年金	703,900
155	厚生年金	2,254,500	厚生年金	2,231,500
156	(基礎年金) 国民年金	729,200	(基礎年金) 国民年金	721,700

再審査請求日は 2014 年 5 月 29 日付

158	(基礎年金) 国民年金	485,200	(基礎年金) 国民年金	480,200
159	(基礎年金) 国民年金	727,500	(基礎年金) 国民年金	720,100
160	(基礎年金) 国民年金	708,600	(基礎年金) 国民年金	701,400
161	(基礎年金) 国民年金	689,100	(基礎年金) 国民年金	682,100
162	(基礎年金) 国民年金	772,700	(基礎年金) 国民年金	764,800
163	(基礎年金) 国民年金	772,700	(基礎年金) 国民年金	764,800
164	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
165	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500

166	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
167	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
168	(基礎年金) 国民年金	456,600	(基礎年金) 国民年金	452,000
169	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
170	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
171	(基礎年金) 国民年金	678,400	(基礎年金) 国民年金	671,500
172	(基礎年金) 国民年金	744,300	(基礎年金) 国民年金	736,300
173	(基礎年金) 国民年金	709,200	(基礎年金) 国民年金	702,000
174	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
175	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
176	(基礎年金) 国民年金	775,570	(基礎年金) 国民年金	772,800
177	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
178	(基礎年金) 国民年金	544,200	(基礎年金) 国民年金	538,600
179	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
180	(基礎年金) 国民年金	699,100	(基礎年金) 国民年金	692,000
181	(基礎年金) 国民年金	592,700	(基礎年金) 国民年金	586,900
182	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
183	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
184	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
185	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
186	(基礎年金) 国民年金	778,500	(基礎年金) 国民年金	772,800
187	(基礎年金) 国民年金	749,900	(基礎年金) 国民年金	742,200
188	(基礎年金) 国民年金	746,500	(基礎年金) 国民年金	737,300
189	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500

190	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
191	(基礎年金) 国民年金	588,200	(基礎年金) 国民年金	582,300
192	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
193	(基礎年金) 国民年金	531,700	(基礎年金) 国民年金	526,400
194	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
195	(基礎年金) 国民年金	473,500	(基礎年金) 国民年金	468,700
196	(基礎年金) 国民年金	499,800	(基礎年金) 国民年金	494,700
197	(基礎年金) 国民年金	765,200	(基礎年金) 国民年金	757,400
198	(基礎年金) 国民年金	724,500	(基礎年金) 国民年金	718,500
199	(基礎年金) 国民年金	766,700	(基礎年金) 国民年金	760,700
200	(基礎年金) 国民年金	534,100	(基礎年金) 国民年金	527,100
201	(基礎年金) 国民年金	599,500	(基礎年金) 国民年金	593,600
202	(基礎年金) 国民年金	573,300	(基礎年金) 国民年金	567,700
204	(基礎年金) 国民年金	786,200	(基礎年金) 国民年金	778,500
205	(基礎年金) 国民年金	782,800	(基礎年金) 国民年金	774,800
206	(基礎年金) 国民年金	787,100	(基礎年金) 国民年金	779,100
207	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
208	(基礎年金) 国民年金	748,300	(基礎年金) 国民年金	740,700
209	(基礎年金) 国民年金	235,066	(基礎年金) 国民年金	229,233
211	(基礎年金) 国民年金	637,100	(基礎年金) 国民年金	624,800
212	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
213	(基礎年金) 国民年金	663,600	(基礎年金) 国民年金	656,900
214	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
215	(基礎年金) 国民年金	563,200	(基礎年金) 国民年金	557,600

216	(基礎年金) 国民年金	729,200	(基礎年金) 国民年金	721,700
218	(基礎年金) 国民年金	702,500	(基礎年金) 国民年金	695,700
219	(基礎年金) 国民年金	444,900	(基礎年金) 国民年金	440,400
220	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
221	(基礎年金) 国民年金	748,500	(基礎年金) 国民年金	740,900
222	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
223	(基礎年金) 国民年金	748,800	(基礎年金) 国民年金	741,200
225	(基礎年金) 国民年金	734,100	(基礎年金) 国民年金	726,600
226	(基礎年金) 国民年金	588,300	(基礎年金) 国民年金	582,200
227	(基礎年金) 国民年金	717,700	(基礎年金) 国民年金	710,400
228	(基礎年金) 国民年金	600,200	(基礎年金) 国民年金	594,000
229	(基礎年金) 国民年金	737,300	(基礎年金) 国民年金	724,500
230	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
231	(基礎年金) 国民年金	514,000	(基礎年金) 国民年金	508,800
234	(基礎年金) 国民年金	715,700	(基礎年金) 国民年金	708,400
235	(基礎年金) 国民年金	556,000	(基礎年金) 国民年金	550,300
236	(基礎年金) 国民年金	669,400	(基礎年金) 国民年金	662,500
237	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
238	(基礎年金) 国民年金	839,300	(基礎年金) 国民年金	823,300
239	(基礎年金) 国民年金	256,000	(基礎年金) 国民年金	253,490
240	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
241	(基礎年金) 国民年金	730,800	(基礎年金) 国民年金	723,400
242	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
243	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500

244	(基礎年金) 国民年金	739,000	(基礎年金) 国民年金	731,500
245	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
246	(基礎年金) 国民年金	755,300	(基礎年金) 国民年金	753,000
247	(基礎年金) 国民年金	735,700	(基礎年金) 国民年金	728,200
248	(基礎年金) 国民年金	728,200	(基礎年金) 国民年金	720,800
249	(基礎年金) 国民年金	731,800	(基礎年金) 国民年金	724,400
250	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
251	(基礎年金) 国民年金	614,000	(基礎年金) 国民年金	607,800
252	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
253	(基礎年金) 国民年金	727,500	(基礎年金) 国民年金	720,100
254	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
255	(基礎年金) 国民年金	712,800	(基礎年金) 国民年金	705,500
256	(基礎年金) 国民年金	739,000	(基礎年金) 国民年金	731,500
257	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
258	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
259	(基礎年金) 国民年金	364,200	(基礎年金) 国民年金	360,500
260	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
261	(基礎年金) 国民年金	599,300	(基礎年金) 国民年金	593,200
262	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
263	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
264	(基礎年金) 国民年金	677,600	(基礎年金) 国民年金	670,700
265	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
266	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
267	厚生年金	439,200	厚生年金	434,800

268	(基礎年金) 国民年金	566,000	(基礎年金) 国民年金	560,300
269	(基礎年金) 国民年金	747,200	(基礎年金) 国民年金	739,600
270	(基礎年金) 国民年金	141,000	(基礎年金) 国民年金	139,600
271	(基礎年金) 国民年金	570,900	(基礎年金) 国民年金	565,100
272	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
273	(基礎年金) 国民年金	762,000	(基礎年金) 国民年金	754,200
274	(基礎年金) 国民年金	724,200	(基礎年金) 国民年金	716,900

再審査請求日は 2014 年 7 月 8 日付

275	(基礎年金) 国民年金	781,600	(基礎年金) 国民年金	773,600
276	(基礎年金) 国民年金	743,900	(基礎年金) 国民年金	736,300
277	(基礎年金) 国民年金	737,300	(基礎年金) 国民年金	729,800
278	(基礎年金) 国民年金	605,400	(基礎年金) 国民年金	599,700
279	(基礎年金) 国民年金	546,100	(基礎年金) 国民年金	540,900
280	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
283	(基礎年金) 国民年金	768,500	(基礎年金) 国民年金	767,100
284	(基礎年金) 国民年金	354,100	(基礎年金) 国民年金	350,100
285	厚生年金	2,187,700	厚生年金	2,166,200
286	(基礎年金) 国民年金	764,300	(基礎年金) 国民年金	756,600
287	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
288	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
289	(基礎年金) 国民年金	763,600	(基礎年金) 国民年金	755,800
290	(基礎年金) 国民年金	786,500	(基礎年金) 国民年金	778,500
292	(基礎年金) 国民年金	707,100	(基礎年金) 国民年金	699,900
293	(基礎年金) 国民年金	719,900	(基礎年金) 国民年金	712,500

294	(基礎年金) 国民年金	775,000	(基礎年金) 国民年金	767,100
295	(基礎年金) 国民年金	343,100	(基礎年金) 国民年金	339,600
296	(基礎年金) 国民年金	732,400	(基礎年金) 国民年金	725,000

(別紙)

当 事 者 の 主 張

1 本件各処分が憲法 25 条, 社会権規約 9 条に反するものか。

(原告らの主張)

- (1) 社会権規約 9 条は, すべての者について社会保障についての権利を認め, 同規約 2 条 1 項は, 同規約の締結国に対し, 同規約において認められる権利の完全な実現を漸次的に達成するため, 利用可能な手段を最大限に用いて立法措置等の適当な方法をとることを約束する旨定めているところ, 経済的, 社会的及び文化的権利委員会(以下「社会権規約委員会」という。)が同項の一般的意見(規約の特定の条項の解釈に関する同委員会の所見)において同項が締約国に対して同規約の定める権利の実現に関する明確な法的義務を課したものであるとの見解を示していることからすれば, 同項は, 同規約 9 条の定める社会保障についての権利の実現を漸次的に達成することを法的義務として締約国に課しているというべきである。

そして, 権利の漸次的達成が法的義務であることからすれば, 既に認められている権利の内容を後退させることは, 上記義務に逆行するものであって, 原則として許されないものと解すべきである。社会権規約委員会も, 社会権規約 9 条に関する一般的意見において, 社会保障についての権利について執られた後退的な措置は規約上禁じられるという強い推定が働き, 後退的措置が執られた際には, 締約国は, あらゆる選択肢を最大限慎重に検討し, その措置が正当化されることを証明する責任を負う旨の意見を述べており, 既に認められた社会保障に関する権利を後退させる処分が原則として認められないことを明確に示している。

締約国である日本は, 一般的意見による規約の解釈を尊重すべきであるから, 被告が本件各処分による減額措置の正当性を立証することができない限り, 本件各処分は社会権規約 9 条に反するものである。しかし, 被告は, 上記の観点

に照らし本件各処分に正当性があることを何ら立証しておらず、本件各処分が社会権規約 9 条に反するものであることは明らかである。

- (2) 仮に社会権規約 9 条が直接適用されないとしても、条約順守義務（憲法 9 8 条 2 項）の趣旨に照らせば、憲法 2 5 条の合憲性判断においても社会権規約 9 条の趣旨が反映されるべきであって、年金受給権の切下げは原則として憲法 2 5 条違反になり、被告において、規制目的が正当であり、規制手段が同目的を達成するために必要最小限の手段であることを立証しなければならない。しかし、本件各処分の根拠である平成 2 4 年度改正法は立法目的及び内容が合理性を有するものでないことは以下のとおり明らかであって、同法に基づく減額措置である本件各処分には正当性がないから、本件各処分は憲法 2 5 条に反するものである。

ア 立法目的の正当性について

被告は、平成 2 4 年改正法の立法目的が、世代間の公平を図り、国民年金制度の持続可能性を確保するため、特例水準の解消を図ることにあると主張する。

しかし、特例水準による年金給付が長引き、将来に年金を受給することとなる者（以下「将来世代」という。）に対する給付が今の受給世代に回ることで、将来世代の給付水準が低下するとの被告の主張は、具体的な根拠を欠くものである。また、もともと特例水準が生じたのは、被告自身が景気対策という政策判断に基づいて物価スライド特例法を制定したことによるものであって、かかる判断の前提には、特例水準による年金額こそが高齢者の生活を支えるに足りる年金額であるとの考え方があったと考えられること、かかる考え方を踏まえ、特例水準による年金額は、国年法等の法律によって年金額として定められていたものであることからすれば、特例水準を解消しなければならないという必然性はない。被告は、物価スライド特例法が制定された時点で特例水準を解消することは予定されていた旨主張するが、同特例法

は、物価スライドを行わないことにより財政に与える影響を考慮し、検討結果に基づいて所要の措置を講ずることを予定しているにすぎず（前記前提事実(1)イ参照）、特例水準の解消を当然の前提としているものではなく、むしろ物価スライド制そのものの見直しを含む検討をすることとしている。さらに、被告が物価スライド特例法を制定し物価スライドの形式的な適用を行わないこととしたのは、デフレによる可処分所得の減少、国民の家計の苦境という社会経済情勢を踏まえたものであるから、かかる社会情勢が解消されていない平成24年改正法制定時点において、物価スライド特例法によって生じた特例水準を解消すべき必要性及び合理性はない。

被告は、世代間の公平を確保するための制度であるマクロ経済スライドを発動させることも平成24年改正法の目的の一つであると主張する。しかし、マクロ経済スライドは、年金財源の範囲内で支給可能な年金額を決めるという制度であって、高齢者の老後の生活の最低限の需要に対応する額の年金を受給するという公的年金制度の目的を放棄するものである。また、その内容を見ても、100年という長期間の財政均衡という極めて不明確で仮定的な見通しを前提に、年金額や年金以外の収入の有無を考慮することなく、基礎年金にまで適用されるという極めて不合理なものであるし、世代間の公平は、現役世代の就労状況や生活状況の改善、厚生年金保険料の事業主負担や国庫負担の増大によって解決されるべき問題であることからすれば、特例水準を解消してマクロ経済スライドを発動させるという平成24年改正法の立法目的に何らの合理性がないことは明らかである。さらに、特例水準の解消とマクロ経済スライドの発動の間には論理必然の関係があるわけではなく、あくまで平成16年改正法によって特例水準解消後にマクロ経済スライドを発動させることが定められたにすぎない。よって、仮にマクロ経済スライドを発動させることが世代間の公平の確保に資するものであるとしても、そのために特例水準を解消しなければならない必要性は全くない。

イ 規制内容の合理性について

平成24年改正法は、年金受給権者に対して著しい不利益を課すものであり、その内容としても到底合理性があるとはいえない。

平成24年改正法制定当時において、老齢基礎年金の支給額は全国消費実態調査による高齢者の支出の合計額を大きく下回っていただけでなく、介護保険料、高齢者医療保険料の引上げや窓口負担の増加、消費税の増税等によって、年金受給権者の可処分所得はさらに減少していた。このような社会経済情勢の中で、さらに年金額の切下げを行うことは、年金受給権者に対して極めて大きな負担を課すものであって、極めて不当である。後記(3)のとおり、年金受給権者は、本件各処分により生活扶助基準以下の水準での生活を余儀なくされているのであって、このことのみをもっても、平成24年改正法の内容に合理性がないことは明らかである。

また、被告は、平成24年改正法が特例水準を平成25年から3年間かけて段階的に解消する内容であることをもってその正当性を主張する。しかし、段階的に解消する措置が執られているとしても、わずか3年間の間に特例水準を解消しなければならない理由はないのであるから、このことをもって同法の内容に合理性があるとはいえない。

さらに、被告は、特例水準が生じた当初からこれを解消することは予定されていたものであって、平成24年改正法は当初から予定されていたとおりの解消を行う旨を定めたものにすぎないと主張する。しかし、平成16年改正法は、特例水準の解消を念頭に置いてはいるものの、公的年金制度に対する信頼及び高齢者の生活の安定に対する配慮から、物価上昇の局面でプラスの物価スライドを行わないという方法により特例水準を解消するものとした（前記前提事実(1)ウ）のであって、物価の下落の局面でこれを解消することは予定されていなかったのであるから、仮に特例水準の解消が当初から予定されたものであったとしても、デフレ状態が継続している社会経済情勢にお

いて特例水準の解消を図るという平成24年改正法の内容に合理性がないことは明らかである。

- (3) また、上記の点に加え、平成24年改正法は、健康で文化的な最低限度の生活を営むことのできる水準以下に年金額を切り下げるものであり、憲法25条に反する。

ア 憲法25条及びこれを受けて制定された国年法等の趣旨からすれば、公的年金制度は、それ自体で最低限度の生活を保障するものでなければ憲法25条に反するものであるというべきである。そして、公的年金制度が一定の要件を満たした者に加入を義務付け、強制力をもって保険料を徴収する制度であることを加味すれば、同制度に基づき支払われる年金額は、全額が税金で賄われている生活保護制度の給付額を超えるものでなければならない。具体的には、年金受給権者に支給される年金の額は、厚生労働大臣が定める生活扶助基準を上回るか、少なくとも同程度のものでなければならず、生活扶助基準を下回る額に年金額を改定する処分は、年金受給権者の健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を侵害するものとして、憲法25条に反するものといわざるを得ない。

しかし、被告は、昭和60年に国年法を改正し、5万円という高齢者の生活実態に見合わない基礎年金額を設定したことによって、それまで生活扶助基準と同程度であった国民年金額をこれよりも低い基準に設定しただけでなく、本件各処分により、さらに年金額を切り下げた。その結果、平成26年度の国民年金受給権者の年金受給額は月平均5万4497円、北海道内の年金受給権者の平均年金受給額は月平均5万3664円となったが、これは、生活保護水準の生活扶助費（札幌市の場合、60歳代単身が7万6370円、70歳代単身が7万1430円である。）にはるかに及ばないものであって、本件各処分は、健康で文化的な最低限度の生活を送ることができない程度の水準に年金額を切り下げるものであり、年金受給権者の健康で文化的な最低

限度の生活を営む権利を侵害するものであって、憲法 25 条に反する。

イ 被告は、国民年金が保険方式を制度の基本として設計しているから、基礎年金額が生活扶助基準に及ばなくてもやむを得ないかのように主張しているが、保険方式をとるかどうかは技術的な問題にすぎず、これを理由に国民の生存権保障という公的年金制度の目的を放棄してよいということにはならない。

また、被告は、憲法 25 条の定める健康で文化的な最低限度の生活は、社会法制度全体を通じて保障されるべきものであると主張する。しかし、生活保護法の趣旨である自立の助長は、稼働能力の回復が見込めない高齢者には妥当せず、これを高齢者の生活保障に用いるのは妥当でないから、生活保護の受給が可能であることは、年金額の水準が生活扶助基準を下回ることを何ら正当化するものではない。また、生活保護を利用するためには資産調査が必要不可欠であって利用しやすいものであるとはいえず、実際にも、生活保護に対するマイナスイメージや精神的な負担を理由に、高齢者の生活保護の捕捉率が極めて低いのであって、被告の主張はこのような実態にも反するものといわざるを得ない。

(4) 被告は、憲法 25 条を具体化する立法については、立法府に広範な裁量が認められると主張するが、既に定められた権利を切り下げる場合にまでかかる広範な裁量が認められないことは既に述べたとおりである。また、立法府に一定の広範な裁量が認められるとしても、以下の事情に照らすと、立法府に裁量の逸脱及び濫用があったといわざるを得ず、平成 24 年改正法及びこれに基づく本件各処分はいずれも憲法 25 条に反する。

ア 立法府の判断過程やその前段階（年金部会、行政刷新会議等）の議論において、物価スライド特例法が制定された趣旨や、平成 16 年改正法において本来水準を賃金改定率に変更しなければ特例水準は解消されていたこと等の重要な点についての説明がされず、特例水準の解消により将来世代の年金給

付額が抑制されることや、マクロ経済スライドの発動と特例水準との間に論理的関係があるかのような断定的な誤った説明がされたため、考慮に入れるべき事項を考慮に入れず、又は考慮すべきでない事項を考慮した判断がされた。

イ 年金の減額処分により影響を受ける高齢者や、年金制度に関する学者、学識経験者、年金問題の関係団体からの意見聴取を行わず、パブリックコメントの収集も行わないなど、十分な意見聴取がされていたとはいえず、国会における審議時間も極めて短かった。

(被告の主張)

- (1) 国民年金制度は、憲法 25 条の趣旨を実現するために設けられた社会保障上の制度であり、年金額は法律の規定により具体的に定められているところ、憲法 25 条の趣旨に応じて具体的にどのような立法措置を講じるかの選択決定は立法府の広い裁量に委ねられており、それが著しく合理性を欠き明らかに裁量の逸脱及び濫用とみざるを得ないような場合を除き、裁判所が審査判断するのに適しない事柄であるといわなければならない。このことは、新たに制度を設計する場合だけでなく、現在の年金制度の見直しを図り、年金額の引下げを図る場合にも同様に妥当するというべきである。なぜならば、保険料率や年金額については、物価水準や賃金水準、社会経済の状況、世代間の公平等の種々の事情によって大幅に変動するものであって、公的年金制度を持続可能なものとするためにはこれらの事情を踏まえて適時に適切な対応を取らなければならない、高度の専門技術的な考察とそれに基づく政策的な判断が必要不可欠であって、このことは、新たに制度を設計する場合だけでなく、年金額を引き下げる場合にも同様に妥当するからである。

原告らは、社会権規約 9 条やこれに関する一般的意見を引いて、既に認められた権利を後退させる措置を採る場合にはより厳格な司法審査に服するべきであり、被告がかかる措置の正当性を立証し得なければ、本件各処分は憲法 25

条及び社会権規約 9 条に反すると主張する。しかし、社会権規約 9 条は、各締約国が社会保障の権利の実現に向けて積極的に社会保障政策を推進すべき政治的責任を負うことを明らかにしたものにすぎず、個人に対し直ちに具体的権利を付与することまでをも認めたものではない。また、同規約 2 条が、締約国に対して権利の完全な実現の漸次的な達成を求めているに過ぎないことからすれば、社会権規約は、社会保障についての権利が国の社会政策によって保護されるに値するものであることを確認し、締約国はその実現に向けて積極的に社会保障政策を推進すべき政治的責任を負うことを宣明したものにすぎず、締約国の国民に対し何らかの権利を保護したものでなければ、社会保障政策について後退的な措置を執ることを原則として禁止して立法府の裁量を羈束するものでもない。また、一般的意見は、社会権規約委員会による一般的意見によって社会権規約の解釈を明確化するために出されるものであり、これ自体が我が国に対して法的拘束力を有するものではない。

- (2) そして、平成 24 年改正法は、将来世代に対する給付が今の受給世代に回ることで将来世代の給付水準が低下することを回避し、世代間の公平を図り、もって、社会保障である国民年金制度の持続可能性を確保するため、特例水準の解消を図ることを目的としつつ、特例水準の解消を段階的に行うことで特例水準の解消による現在の受給者の負担も考慮したものであるから、立法目的、立法内容ともに合理的かつ相当なものである。

物価スライド特例法においては、特例水準が生じた後の早い段階から、財政に与える影響を考慮して、年金額の見直しその他の必要な措置を講じてこれを解消することが予定され、その旨が附則として制定されていた（前記前提事実(1)イ参照）。これを受けて、平成 16 年改正法は、物価が上昇しても特例水準の年金額を据え置き、特例水準と本来水準の間隙を埋めるという方法によって特例水準の解消を企図したが、かかる措置が十分に機能せず、特例水準という高い水準での年金受給が続いていたことから、平成 24 年改正法を制定し、特

例水準の解消を図ったものである。かかる制定の経緯に鑑みれば、平成24年改正法の内容は、特例的に高い水準で支払われていた年金額を、本来物価スライド制が適用されていれば支払われていたはずの水準に改定するものにすぎず、かかる改定は当初から予定されていたものであって、特例水準の解消方法も、平成25年度から平成27年度までの3年間で段階的に解消することとされるなど現在の年金受給権者に対しても配慮した措置が執られている。よって、平成24年改正法の内容が、現在の年金受給権者に著しく不合理な措置であるということとはできない。

また、現在我が国における公的年金制度は、将来の年金給付に必要な原資をあらかじめ保険料で積み立てていく積立方式としての側面を有しつつも、年金給付に必要な費用をその都度被保険者からの保険料で賄っていく賦課方式を基本としている制度であるということができるところ、賦課方式においては、年金財源の基本的部分を担う現役世代たる被保険者の理解は不可欠であるから、世代間の公平を図るという平成24年改正法の目的は、被保険者たる現役世代の保険料の支払についての理解を得ることで、我が国における公的年金制度を維持することにもつながるのであって、著しく不合理であるということとはできない。

したがって、平成24年改正法及びその委任を受けて制定された平成25年政令は、その立法目的及び具体的内容において、いずれも合理性を有するものであって、著しく合理性を欠くものであるとは到底いえず、これらに基づいてされた本件各処分も、著しく合理性を欠くものとはいえない。

なお、原告らは、マクロ経済スライドが不合理な制度であることをもって平成24年改正法の立法目的が不合理であると主張するが、マクロ経済スライドは、世代間の公平を図り持続可能な公的年金制度を構築するという目的の下、現役人口の減少（すなわち、現役全体で見た保険料負担力の低下）と平均余命の伸び（受給者全体で見た給付費の増大）を指標として固定された保険料水準

の範囲内で給付水準を調整する仕組みであって、その内容としても年金受給者に過度な負担を強いるものではないから、不合理な制度であるということとはできない。

- (3) 原告らは、本件各処分により受給することができる年金額が健康で文化的な最低限度の生活を保障する水準を下回ることを理由に憲法 25 条違反を主張するが、憲法 25 条の定める健康で文化的な最低限度の生活は、社会保険法、社会福祉法その他の社会法制度全体を通じて保障されるべきもので、公的年金制度のみで保障されるというものではない。また、国民年金は、被保険者の拠出した保険料を基礎として年金給付を行う保険方式を制度の基本として創設されている以上、その年金額は、被保険者の保険料納付済期間等によっても異なることが前提とされていることに加え、国民の生活水準や財政状況等により改定されることが予定されている。

このように、国民年金制度は、受給者や受給する時期によって給付される額に変動があることが当然に予定されているのであって、保険料の納付期間を問わず健康で文化的な最低限度の生活を保障するだけの額が常に支給されるような制度設計とはなっていない。このことからすれば、国民年金制度は、そのみで憲法 25 条の定める最低限度の生活を保障することを目的として定められていないことは明らかであって、仮に本件各処分により、原告らが受給する年金額がそのみで健康で文化的な最低限度の生活を保障するに足りない額になったとしても、そのことから本件各処分やその根拠となった平成 24 年改正法及び平成 25 年政令が憲法 25 条に反すると直ちにいうことはできない。

原告らは、年金額が生活扶助基準額を下回ることをもって、本件各処分により年金受給権者の健康で文化的な最低限度の生活を営む権利が侵害されていると主張するが、現役時代からの備えと組み合わせて老後生活の安心を確保することを目的とする公的年金制度における給付額と、自らの資力や備えが乏しい者への最低限度の生活保障を目的とする生活保護における給付額とを比較して

論じること自体が失当である。

2 本件各処分が憲法 29 条 1 項に反するものか。

(原告らの主張)

- (1) 前記 1 のとおり、平成 16 年改正法は、物価上昇の局面においても特例水準による年金額を据え置きすることによって特例水準を解消することを予定していたことからすれば、同改正法が制定された時点において、年金額を減ずる内容の改定処分によって特例水準の解消を行うことはないことが法律上保障されていたものというべきである。

したがって、特例水準の解消を理由として年金額が切り下げられないということは、単なる期待感を超えて、原告ら年金受給権者の財産権（憲法 29 条 1 項）の内容となっていたと解すべきところ、これを事後的に変更する平成 24 年改正法が憲法 29 条に反しないかは、法律に基づく財産権の性質、その内容を変更する程度、及びこれを変更することによって保護される公益の性質等を総合的に勘案して決すべきである（最高裁昭和 53 年 7 月 12 日大法廷判決・民集 32 卷 5 号 946 頁）。

- (2)ア これを本件について見るに、本件で変更の対象となる年金受給権は、いわば生存権的財産権ともいうべきものであって、強い要保護性が認められる。すなわち、公的年金制度は、憲法 25 条の要請を受け、国民（特に年金受給権者）の生存権を保障する目的で定められたものであり、年金受給権者にとって生計の資本となるべき唯一の収入源である。したがって、年金受給権は、憲法 25 条の要請する健康で文化的な最低限度の生活を保障するものであって、極めて強い要保護性が認められる。

また、わが国の公的年金制度は、一定の要件を満たした者を被保険者として強制的に加入させ、年金保険料が強制力をもって徴収される社会保険方式が採用されているところ、かかる方式の下では加入者が支払う保険料と給付との間に対応関係があるといえ、既裁定の年金受給権は強い権利性を帯びた

財産権であるといえる。

イ そして、これまで述べたとおり、年金受給権者は、社会保険料や介護保険料、消費増税等の負担の中、本件各処分によって受給者の中には受給額が生活扶助基準を下回るような減額改定をされたのであって、本件各処分が年金受給権者の生活に与える打撃は著しいものといえる。また、本件各処分やこれに伴って発動されるマクロ経済スライドは、物価スライド制によって維持されてきた年金の実質的価値を切り下げるものであるところ、年金の実質的価値が維持されず、将来の年金額が的確に把握できないことで、年金受給権者は老後の生活設計をすることができなくなるのであり、この点でも、本件各処分が原告らに与える影響は著しいものといえる。

ウ 他方で、平成24年改正法の目的は、将来世代の給付水準の低下を防止して世代間の公平を図り、公的年金制度の持続可能性を確保することにあるところ、既に述べたとおり、世代間の公平を図ることと特例水準の解消には何らの関係がない（被告の主張を前提としても、世代間の公平を図るための制度はマクロ経済スライドであって、特例水準の解消それ自体ではない。）。また、そもそもマクロ経済スライド自体が不合理な制度であって憲法25条にも反することは既に述べたとおりである。よって、本件各処分によって保護される公益は重要なものとはいえない。

エ 以上のとおり、本件各処分は、要保護性の高い年金受給権について、その受給者に対し著しい影響を及ぼすものである一方、これにより保護される公益は、重要ではないどころか、むしろ違憲かつ違法なものである。また、原告ら年金受給権者は、年金の実質的価値が維持されるとの公的年金制度に対する信頼の下、保険料を支払い続けてきたのであり、かかる信頼による保険料支払に基づいて公的年金制度が成り立っている以上は、年金受給権者の信頼は十分に保護されるべきであって、これを裏切るような本件各処分に正当な理由があるとはいえない。

したがって、本件各処分による財産権の事後的変更に正当な理由を見出すことは到底できず、本件各処分は憲法 29 条に反するものである。

- (3) 憲法 29 条との関係においても、平成 24 年改正法は、憲法 25 条と同様の判断過程統制による審査に服するところ、原告らの既裁定年金が憲法 29 条で保障される財産権であることが意識され、議論されている事実は見当たらず、年金受給者の負担や支出増についての資料検討もなければ、そもそもその事実自体を検討した形跡は全く見当たらない。また、世代間の公平など、保護されるべき公益が何なのかについて、客観的かつ具体的な議論や検討が行われていない。

したがって、平成 24 年改正法は、憲法 29 条との関係においても、立法裁量の濫用及び逸脱が認められ、平成 24 年改正法及びこれに基づく本件各処分は、憲法 29 条に違反する。

(被告の主張)

- (1) 特例水準の解消を理由として年金額の減額が行われない、あるいは、物価下落の局面における特例水準の解消が行われないという原告らの期待が、憲法 29 条により保護される財産権の内容となっていたとはいえない。確かに、平成 16 年改正法の施行時においては年金額を減額して特例水準を解消することは想定されていなかったが、他方で、同法は、同法施行後に社会経済情勢等や年金財政が変動した場合にまで特例水準を解消するための年金額の減額を一切行わないことまでをも定めたものではない。むしろ、争点 1 について述べたとおり、特例水準の解消のために必要な措置を講ずべきことは、特例水準が生じた後の早い段階から予定されていたのであり、平成 16 年改正法もこれを受けて制定されたものであるから、同改正法により、特例水準の解消を理由とした年金額の減額が行われないことが法律上保障されたとは到底いうことができない。
- (2) これを措くとしても、将来具体的に受給し得る年金額は、その時点における法律の規定によって変わり得るのであり、かつ、年金制度について具体的にど

のような立法措置を講じるかの選択決定が立法府の広い裁量に委ねられていることや、法律上も、年金額について、国民の生活水準その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には変動後の諸事情に応ずるため速やかに改定の措置が講ぜられなければならない旨規定されており（国年法４条、厚年法２条の２）、社会経済情勢等の変動により年金額が改定されることが予定されているものであることからすると、仮に原告らの主張する年金受給権が何らかの財産権を構成するものであるとしても、その権利の性質は、抽象的、不確定的なものであって、要保護性の乏しいものであるといわざるを得ない。

また、上記のとおり、年金受給権は社会経済情勢等の変動により改定されることが予定されているところであるから、社会経済情勢等の変動に応じた改定は、年金受給権に対する制約や制限となるものではない。そして、争点１について述べたとおり、平成２４年改正法は、少子高齢化といった社会経済情勢の変動を背景に、世代間の公平を図り持続可能な公的年金制度を構築するために行われたものであって、その内容も、特例的に高い水準（特例水準）で支払われていた年金額を、本来法が予定していた給付水準（本来水準）に適合させるために段階的に減額するにとどまるものであるから、年金受給権に対し何らかの制約や制限が生じたものではなく、原告らの年金額の実質的価値を損なうものでないことは明らかである。

さらに、平成２４年改正法は、争点１について述べたとおり、将来世代の年金水準を確保し、かつ、社会保障である国民年金制度及び厚生年金保険制度の持続可能性を確保するため、特例水準を解消するという重大な公益目的を達成するために制定されたものである。

以上の事実を踏まえると、仮に、平成２４年改正法、平成２５年政令及び本件各処分が原告らの何らかの財産権を制約するものであったとしても、合理的な制約といえるのであって、憲法２９条に違反するものではない。

３ 本件各処分が憲法１３条に反するものか。

(原告らの主張)

本件各処分は、上記２で述べたとおり、最低限度の生活を送ることができない程度の水準に年金額を切り下げるものであって、年金受給権者に生活保護の受給を強制するものであるといわざるを得ない。したがって、本件各処分は、高齢者の自己決定権を不当に侵害するものであって、憲法１３条に反する。

また、上記３で述べたとおり、年金受給権者は、特例水準が解消され年金額が減少することはないとの期待のもと老後の生活設計を行っていたものであるにもかかわらず、本件各処分は高齢者が自己の選択に従って老後の生活を送る権利（自己決定権、幸福追求権）を侵害するものであるから、憲法１３条に反する。

(被告の主張)

平成２４年改正法や平成２５年政令、本件各処分は、原告らに対して生活保護の受給を何ら強制するものではなく、原告らの自己決定権を侵害するものであるとはいえない。また、特例水準が解消されず年金額が切り下げられることがないとの原告らの期待が憲法上保護に値するものでないことは上記２で述べたとおりである。

したがって、本件各処分は憲法１３条に反しない。

４ 平成２５年政令は、法の委任の範囲を逸脱し違法・無効であるか。

(原告らの主張)

被告（内閣ないし厚生労働大臣）は、平成２４年改正法を受けた平成２５年政令により、平成２５年から３年間で特例水準を解消する旨及びその減額率を確定したところ、平成２５年政令は、以下のとおり法の趣旨に反するものであるから、委任の範囲を超えるものとして無効である。

国年法は、年金制度によって老齢等の事由により国民生活の安定が損なわれることを防止し、もって健全な国民生活の維持と向上に寄与することを目的としており（同法１条）、年金額の改定を国民の生活水準その他の諸事情に著しい変動が生じた場合にのみ可能であるとしている（同法４条）。かかる法律上の定め及

び高齢者の唯一の収入源としてその生存を支えるという年金受給権の重要性に鑑みれば、国年法及びこれを前提にした平成24年改正法は、具体的な減額の方法について被告（厚生労働大臣）に一定の裁量を与えている一方で、減額改定を行うことができる場合を諸事情に著しい変動が生じた場合に限定し、また、減額改定を行う場合には、不当に年金受給権を侵害することのないように幅広く財源確保の可能性を検討することが求められていたというべきであって、この限度で被告（厚生労働大臣）の裁量権は制限を受けているものというべきである。

しかし、被告（厚生労働大臣）は、その当時、年金額の改定を行うべき諸事情の著しい変動は生じていなかったにもかかわらず、減額改定を行う内容の平成25年政令を制定し、かつ、制定に際しては、上述したような十分な検討は行われていない。このような平成25年政令は、厚生労働大臣に与えられた裁量権の範囲を逸脱する違法なものであって、かつ、法の委任の範囲を超える無効なものであるから、平成25年政令に基づく本件減額処分は効力を有しない。

（被告の主張）

争点1から3について述べたとおり、平成24年改正法は、その立法目的及び具体的内容において合理性を有するものであり、これを受けて、特例水準を解消するための年金額の計算過程において乗じる具体的な率などを定めた平成25年政令が制定されたものであるから、平成25年政令の制定について、厚生労働大臣に何らの裁量権の逸脱はないし、法の委任の範囲を超える無効なものであるともいえない。

以上